

論文

朝鮮人戦時労働者の「証言」に関する学問的考察

勝岡 寛次（麗澤大学客員教授）

はじめに

朝鮮人戦時労働者については、数多くの「証言」が存在し、それを根拠として様々なことが言われているが、証言自体の信憑性、学問的・史料的価値については、今日まで不問に付されてきたと言っても過言ではない。

この点に関しては、筆者は拙論「朝鮮人戦時労働者の賃金差別・待遇差別—先行研究の概観」(以下、「前稿」と略)の中で、朝鮮総連が主導して行った「朝鮮人強制連行真相調査団」(以下「真相調査団」と略)による全国的調査活動に関連して、次のように述べたことがある¹。

《単なる証言を歴史的事実の証拠として採用するためには、その証言の検証作業が不可欠である。真相調査団の調査報告は、その検証の手続きをしていない。

例えば、「強制連行されてきた人たちは、いちように日本人とは賃金の上で格差があり、また金額査定や天引き、送金などについて不正が行われたことを語っている」として、真相調査団は次のような矛盾する二つの証言を挙げている。

「初め日給二円五〇銭だったが三ヵ月たって三円五〇銭になった。二年半後には七円になったが額面だけの話で、月収にすると七〇円か八〇円が精一杯だったし、これも帳簿上そうなっているといわれるだけで、現金は渡してくれないんです。二年半のあいだに二〇〇円ぐらい送金できましたかね。」(金竜雲、1941年歌志内鉱に連行された)

「昭和一八年北炭歌志内鉱に連行されて、三ヵ月の訓練後、仕事についたときの賃金は日給八〇銭から一円でした。日本人の先山は二円六〇銭くらいだったでしょう。」(李在姜) (朝鮮人強制連行真相調査団(1974)、177頁)

この二人は、同じ北炭の歌志内炭鉱に「連行」された事例だが、「連行」時期が異なる。金は昭和16年、李は昭和18年である。それなのに、両者の「証言」は完全に食い違っている。というのは、金の言い分によれば、昭和16年時点での歌志内炭鉱の訓練後の日給は3円50銭である(下線部)。それなのに、李の言い分によれば、同じ炭鉱の2年後の訓練後の日給は80銭～1円である(波線部)。おかしいではないか。

金の証言が正しいとすれば、昭和16年は3円50銭だから2年後の昭和18年には、日給は少なくとも同等か、それ以上でなければならない。両者の職種が全く異なっていたとしても、例えば坑内夫と坑外夫の賃金差は、あらゆる炭鉱において坑内夫

が坑外夫の1.5倍程度に止まる。従って、両者の差は1.5倍の枠内に収まるべき筈のものである。それなのに、李の証言では2年後の日給は80銭～1円と、四分の一に激減している。普通に考えれば、これはまず有り得ないことである。

因みに、日本人の先山は2円60銭くらいだったとして、李は日本人との格差（李の80銭～1円は日本人の三分の一）を強調するが、歌志内炭鉱は『半島人労務者二関スル調査報告』（昭和15年12月、1、4頁）によれば、「賃金…は内地人職員と同様に取扱ひ差別なからしむ」とあり、平均一ヶ月の実収入は84円29銭（同年7月現在）となっている。同炭鉱の朝鮮人労働者の平均稼働日数を23日として計算すると、一日当りの実収入は3円66銭となり、金の主張する3円50銭に近似する。時期も近く、金の証言は恐らく正しいということが判る。

それでは、自分は日本人の先山の三分の一しか貰えなかったという李の証言の信憑性はどうか。前掲『半島人労務者二関スル調査報告』によれば、同炭鉱の「〔朝鮮人の〕稼働成績は原語の通ぜざる為めと技能の未熟なる為めに内地人と比較するに、目下内地人一人に比して〇・六五の比率を示せり」とある。日本人と比べると朝鮮人労働者の実収入は三分の二ということになるが、よほどサボりまくるというのでない限り、三分の一というのは有り得ない。尤も、同炭鉱によれば「作業工程と単価を十分弁へず、徒に賃金欲に駆れて不平を漏し稼働を怠る分子もあり」と報告されている。李は、そのような「サボタージュ組」の一人だったのかもしれない。

このように、二人の証言には深刻な齟齬があり、第一次史料と突き合わせることなくしては真実性を担保しがたい。その作業を本書では一切行っておらず、証言を全て事実のように扱い、それを根拠に「賃金、食事など朝鮮人はあらゆる面にわたる差別を受けた」と断定しているところに、根本的な問題がある。》

「オーラル・ヒストリー」の有効性

他方、近年では「オーラル・ヒストリー」という学問的手法が注目され、これは当事者への聞き取り調査によって「口述史料」（証言）を意図的に引き出し、それによって文字史料（文献資料）の欠を埋めようというもののだが²、口述資料（聞き取り史料）の価値を無条件に礼賛する傾向にあり、筆者はその学問的手法に同意できない³。

しかし、言うまでもなく「証言」は、当事者もしくは関係者が後年になって当時を回想したものに過ぎず、第一次史料（同時代の記録もしくは物的証拠）に比較すると、史料的価値は格段に下がることは言うまでもない。証言は、事実を確認するための証拠としては、そのままでは採用できないというのが、歴史学の常識である。そこには、証言者の主観の入り込む余地が大いにある上に、人間の記憶というものは時日の経過と共に変化することは、慰安婦の「証言」の事例からも明らかである。例えば、同一の慰安婦の「証言」であっても、時日の経過とともに目まぐるしく変っていくことは、金柄憲『赤い水曜日—慰安婦運動30年の嘘』が明らかにした通りである⁴。

では、証言の史料性を担保するためには、どうすればいいだろうか。

朝鮮人戦時労働者の数多くの「証言」を元に、これまで「強制連行」「強制労働」が主張されてきたが、ある証言に対して別の証言を対置させる形で、反論ないし異議申し立てをすることは、特定の炭鉱についてはこれまでも行われてきた。

例えば、産業遺産国民会議は「軍艦島の真実—朝鮮人徴用工の検証」というホームページのサイトで、端島（軍艦島）の元朝鮮人戦時労働者の証言に対して、元島民の証言映像を多数掲載し、又それを元に、既存の書籍に反論した映像を公開している。

しかし、ある「証言」(A)に対して、それを否定する「証言」(B)を対置しただけでは、「証言」(A)は別の「証言」(B)によって相対化はされても、(B)によって(A)が否定されたことにはならない。(A)を否定するためには、状況証拠に基づき、或いは別の客観的証拠に基づいて、(A)は誤りであり、(B)が正しいという判断を、当事者ではなく第三者の立場から客観的に行う必要がある。

しかしながら、朝鮮人戦時労働者の個々の証言内容に対する、こうした厳密な学問的検証が行われたことは、これまで一度たりともなかったように思う。

本稿は、炭鉱に限定した形ではあるが⁵、各県別・各炭鉱別に朝鮮人戦時労働者並びに日本人関係者の「証言」を分類・整理した上で、これまで自明のものとしてきた証言内容の信憑性について、学問的に検証しようとする初めての試みである。

これまでに行われた主な証言収集事業

証言を学問的検証の俎上に乗せるためには、まず分量的にも内容的にも多岐にわたる証言自体を、整理・分類する必要がある。

そのために、筆者はまず前稿の「賃金差別問題」に関する文献目録を元に、改めて「朝鮮人戦時労働者に関する回想録・証言目録」を作成した。⁶

これまでに行われた主な証言収集事業としては、個人によるものと組織的なものがあるが、個人としてはまず朴慶植が『朝鮮人強制連行の記録』(1965)でその先鞭をつけ、続いて80～90年代には林えいだいが、多くの「証言」を活用して、ルポルタージュ風の書物を次々に発表した。

組織的なものとしては、70年代以降の朝鮮総連による朝鮮人強制連行真相調査団がある。真相調査団は、ほぼ半世紀にわたって日本全国を調査し、『朝鮮人強制連行調査の記録』を出し続けている。この種の「証言」収集事業としては、代表的なものである。

あと、長崎県を中心とした九州北部に限定されるが、80年代以降は岡正治（長崎在日朝鮮人の人権を守る会）が、『原爆と朝鮮人』という証言・資料集（第1集～第7集）を刊行し、特に端島については上記「証言」に依拠した『軍艦島に耳を澄ませば』（2011, 2016増補改訂版）を出している。

これに対抗して、加藤康子（産業遺産国民会議）は2017年以降、ホームページで「軍艦島の真実—朝鮮人徴用工の検証」というサイトを立ち上げ、多数の端島元島民の映像証言をアップし、今日に至っている。

また、韓国の日帝強占動員被害糾明委員会（その後、対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員被害者支援委員会に改称、2004～2015）は、国家的な証言収集事業に当たったが、日帝強制動員被害者支援財団によって2019年以降、その一部が『翻訳叢書』（口述記録集）として刊行されつつある。

証言者の人数、県別・炭鉱別内訳

次いで、この目録をベースに、全ての証言者を県別・炭鉱別に分類・整理した「朝鮮人

戦時労働に関する証言者一覧（各県別・炭鉱別）」を作成した。⁷

その結果、判明した証言者の人数は、総計428名（朝鮮人戦時労働者・朝鮮人関係者263人、日本人関係者158人、総督府・内務省関係者7人）に上っている。

これを県別に見ると、福岡県（129人）が圧倒的に多く、全体の3割を占める。次いで、長崎県（87人）が全体の2割を占め、福岡県と長崎県で全国の証言者の半数を占めている。あとは福島県（37人）、新潟県（33人）、佐賀県（29人）、北海道（28人）と続き、以上の6県で全体の8割を占める。

また、炭鉱別に見ると、端島の証言者が32人で最も多く、佐渡が31人でこれに次いでいる。この辺りは、世界遺産反対運動絡みの政治的要因も、大きく関係しているように思われる。

「証言」の検証方法

このように多数に上る証言を、どのように学術的に検証すべきか。その際の学問的手続き（証言の検証手段）としては、次のような方法が考えられる。

第一に、同一の証言者による証言が、複数の文献にある場合。

この場合、同一の情報源に基づく（証言時日・聞き取り者を同じくする）場合もあれば、情報源が異なる場合もあるが、特に後者の場合、証言時期の異なる複数の証言の間で相互に矛盾があれば、これは当然、学問的検証の対象となる。何故、同一の証言者の証言内容に変化もしくは異同があるのか、その理由を追及する必要が生じるだろう。

第二に、複数の異なる証言者による証言が、同一の炭鉱に所属する場合。

この場合は、職種や就業時期等の諸条件に注意する必要があるが、同一条件であるにも拘らず、証言内容に相互に矛盾があれば、これも学問的検証の対象となり得る。同時期に同一の炭鉱に在りながら、何故証言が喰い違っているのかという点の学問的検証が必要になろう。冒頭に引用した、北炭の歌志内炭鉱の二人の証言の喰い違いは、そうした事例の一つである。

第三に、同一炭鉱で日本人関係者と朝鮮人労働者の証言が喰い違う場合。

特に、同一の炭鉱でも雇用者側（炭鉱経営者側）の証言と被雇用者側（朝鮮人戦時労働者）の証言では、利害が相反するので証言が異なったものになりやすい。この場合、どちらの言い分が正しいのかは、慎重な判断を要する問題である。

第四に、朝鮮人戦時労働者の証言に対して、当該炭鉱をよく知る関係者から反論が寄せられている場合。

有名なのは、前掲の端島（軍艦島）元島民による反論だが、その他に三井山野炭鉱の関係者による反論もある。とかく一方的なものになりやすい、朝鮮人戦時労働者の証言に対する反証として、現場をよく知る人物からのこうした反論は非常に貴重なものであり、本稿においてもその反証の妥当性なり学術的意義について、改めて検証したい。

第五に、朝鮮人戦時労働者の証言が、当該炭鉱に関わる第一次史料（当時の状況を客観的に把握できる原史料）と明白に矛盾する場合。

この場合は、史料的价值としては当然第一次史料の方が、証言内容より優先する。証言に直接関わるような第一次史料が存在することは稀と断言はいいが、両者の間に矛盾があれば、証言は偽証ということにならざるを得ない。

以上の予備的な学術的検証を、序論として考察する。

以上を踏まえた上で、**第一部**ではユネスコの世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」に含まれる**高島炭鉱・端島炭鉱・長崎造船所（三菱）、三池炭鉱（三井）、八幡製鉄所（官営）**を対象に、それぞれの炭鉱で働いていた朝鮮人戦時労働者の証言から得られる知見について、炭鉱別に分析したい。但し、三池炭鉱と八幡製鉄所については証言内容の不足から、検証に足るだけの証言データが得られず、今回は割愛せざるを得なかった。

次に、**第二部**として全国の炭鉱における証言の中から、**特筆すべき炭鉱の事例**を都道府県・炭鉱別にピックアップして示したい。これは、炭鉱自体の特長や特色という意味ではなく、証言を検証する過程で、その炭鉱について独自に取り上げる意味があると判断した、という意味である。

多くの証言は甚だ断片的なものに過ぎず、事実の裏付けなしにそれをそのまま鵜呑みにするのは危険だが、数多くの証言を比較分析することにより、証言の一定の傾向は把握できる筈である。

しかしながら、ある事項につきどんなに多くの証言があろうとも（例えば自分は「強制連行」されたという証言は無数にあるが）、その証言の共通項だけを以て「事実」と認定することは出来ない。多くの証言は、自己の受けた被害を過大に揚言し、他方で自己の受けた利益や炭鉱側の配慮については、過小評価もしくは黙秘することが多いからである。証言にはつきものの、そうしたバイアスを考慮した上で、上記の諸点につき、炭鉱の「あるべき姿」（ゾルレン）と「実際の姿」（ザイン）との距離についても考察することが必要になってくる。

「あるべき姿」とは、極めて少数の証言だけに見られるものだが、自己の受けた利益や炭鉱側の配慮についても積極的に評価する証言に示されるもので、日本政府もしくは雇用者側が追及した理想ないし目標と、被雇用者側（朝鮮人戦時労働者）の証言が一致する場合を言う。これに対して「実際の姿」とは、個々の現場における、理想とは乖離した実態を言うが、多数の証言に見られるように、自己の受けた被害や不利益の誇張が、炭鉱現場の実際をどの程度反映しているかということ、を、「あるべき姿」からの逸脱もしくは乖離として示す必要がある。

最終的な事実認定は、個々の証言を比較・対照する中で、或いは第一次史料も含めた全体的状況の中から、個別に判断する以外にない。

ただ、上記の五つの方法による検証を優先したため、一つの炭鉱に一人の証言者しかない場合の証言は、必然的に後回しとなり、今回はそこまで検証することが出来なかった。四百名中、約八十名はそうした一炭鉱につき一人の証言者であり、これについては機会を改めて検証したい。

また、上記優先順位に含まれる場合でも、今回は地理的に北の県や炭鉱から分析を進めたため、特に証言者の多い福岡県については、まだ精査の及んでいない炭鉱が多く、これらについても引き続き検証を進めることが、残された今後の課題である。

序論 証言を学術的に検証するための予備的考察

1 同一人物の証言が複数あり、証言内容が喰い違う場合

証言を「事実」として鵜呑みにすることの危険性については、「はじめに」でも述べた通りだが、その最たる例が、同一人物の証言が複数あり、かつその証言内容が著しく喰い違っている場合である。

ここでは、その一つの事例として、尹宗洙の三つの証言を取り上げる。

尹は1917年（大正6）3月25日、全羅南道務安郡に生まれ、茨城県の日立鉦山で削岩夫として働いた（日本名江戸一郎）。

一つ目の証言（以下「証言A」と略）は、朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』（1965）に含まれるもので、この種の証言としては最も早いものの一つである⁸。あとの二つの証言は、朴慶植・山田昭次監修『朝鮮人強制連行論文集成』（1993）に含まれるもので、一つ（以下「証言B」と略）は、山田昭次が1976年10月25日に日立市で聞き取ったもの⁹、もう一つ（以下「証言C」と略）は相沢一正が1980年8月10日に広島市で聞き取ったものである¹⁰。

この三つの証言の間には、それぞれ12年ないし4年の間隔が空いているが、同一の証言者である以上、証言内容の主要な点は一致していなければならない筈である。ところが、この三つの証言は、色々な点で喰い違いが生じている。

まず、来日の経緯について、AからCの三つの証言を比較してみたい。（波線・点線・下線は引用者、以下同様）

「尹宗洙氏は全羅南道木浦で反物屋をやっていたが、一九四〇年二月（旧正月）各郡から人狩りで集められた同胞約千名とともに木浦警察署の武道館に集結し、日本軍を満州に送った帰りの貨物船で木浦港から富山県伏木港に上陸し、汽車で日立鉦山に連行された。」（A）

「日立鉦山の大西という労務課長が来て、自分は旅館にいて、役所関係の者が募集したのです。木浦の旅館に集められ、船が来るまで待っていました。そのときごたごたがあったのです。日本人は、「あんたがたは危険な坑内には入らない、岡の上の仕事をやらす」と言ったのです。しかし日本へ行ったことのある連中らが、「おまえらだまされているのだ、これだけの人間を坑内に入れなくて何するって言うんだ。絶対に坑内に入れる」と言ったのです。（中略）日立鉦山に連れて来られたのは三六〇何人です。私は四〇何人かの班長として来ました。」（B）

「（略歴の一部：一九四〇年二月、二三歳の時日立鉦山の「募集」に応じて来山。）私らの乗った船が着いたのは富山県の伏木港でした。私は日本語をしゃべれたので班長にされたんです。（中略）その時、逃亡する者はいなかったけど、まさかね、坑内に入るといふ雇用条件は示されてなかったから、みんなオカ（坑外）の仕事とばかり思っていたから、私も坑内の仕事とは夢にも思っていなかったんです。」（C）

Aは「人狩りで集められた同胞約千名とともに」「連行された」とあり（波線部参照）、明

らかに「強制連行」された書きぶりになっている。だが、Bはその辺が曖昧でぼかされており（点線部参照）、Cははっきりと「日立鉱山の「募集」に応じて来山」と略歴に明記している（下線部参照）。「強制連行」と自主的な応募では全く異なるが、Aは朴の聞き書きの形式を取り（従って朴の主観が入り易い）、BCは本人が直接語る証言の形を取っているので、恐らくこれは朴が勝手に「強制連行」されたように書いたのを、Bでは本人が曖昧にぼかし、Cでは聞き取りを行った山田が、事実上修正したと見なしてよいのではないか。そのように考えなければ、辻褄が合わない。

賃金についての説明も、三つの証言は大きく喰い違っている。（□は引用者の註、以下同様）

「木浦を出るときには朝鮮総督南次郎の名のもとに日給最低三円五〇銭、二年間働けば自由になれるときかされた。しかし実際は一円五〇銭で朝は五時からたたきおこされ、夕方暗くなるまで働いたが、ほとんどがもっともつらい坑内労働であった。しかもこのようなやすい賃金も逃亡をおそれて強制的に貯金させられ、月末には一〇円ももらえなかった。」(A)

「あたしら、きた当初は待遇よかったですよ。食べ物も悪くなかったしね。（中略）給料の支払は日本人は十四日なんだけど、朝鮮人は一日遅れてくれるんです。事務所の方では、いくら貯金するのか、いくら国へ送るのかと聞いて、あとの残りはちゃんと渡してくれました。強制貯金はなかったです。」(B)

「坑内は一日一円三〇銭でした。あれは忘れないんだ。ちゃんと広告にも、出ていたんです。オカは一円二〇銭で一〇銭の差があった。で、一カ月働いてみて会計もらうと、ちょっと多いんだよね、本番よりも。坑内へ入ると、きっと歩合がつくんですね。（中略）日本人の会計は月の一四日でしたが我々は一五日でした。警戒〔労務係？〕が会計から、江戸班の一〇人分なら一〇人分をもらって来て、班長の私にしてくれるんです。それで私らが班の連中に配るんです。で、貯金する者は貯金しろ、国に金送る者は送れ、と警戒がいうんです。私らは第一船で来た人間だからきっと待遇がよかったんでしょ。一番最初だったから。」(C)

この三つの証言を比較すると、BCはほぼ同じだが、Aだけが全く異なる。BCともに「待遇はよかった」と明言しており、貯金も送金も自由だったことが判る。ところが、Aはそうではない。「このようなやすい賃金も逃亡をおそれて強制的に貯金させられ」た、というのである。BCが正しいとすれば（BもCも内容は一致しており、恐らくこちらが正しいであろう）、Aは全くの虚偽であり、尹の証言を朴は勝手に歪曲したのである。とんでもないことだ。

もう一つ、証言の中にもそのことを示す傍証がある。Aは「木浦を出るときには朝鮮総督南次郎の名のもとに日給最低三円五〇銭…ときかされた」というが、たかだか一鉱山の雇用条件としての日給を、「朝鮮総督府南次郎の名のもとに」聞かせるということが有り得るだろうか。Cを見ると「坑内は一日一円三〇銭でした。あれは忘れないんだ。ちゃんと広告にも、出ていたんです」とある。これは、尹が木浦で見た日立鉱山の「広告」に「ちゃんと」「坑内は一日一円三〇銭」と出ていたのだろう。だから尹は「あれは忘れな

いんだ。ちゃんと広告にも、出ていた」と証言したのである。つまり、鉦山側は「坑内は一日一円三〇銭」と木浦で広告を出し、それを見た尹がそれに応募し、実際日本で貰った額もその通りだった（いや、Cを見ると実際にはそれよりも多かった。だから「待遇がよかった」）のである。従って、ここでも朴が聞き書きとして書いたAが、如何に事実を歪曲しているかということが示されている。

証言Cを見ると、尹の暮らしぶりは決して豊かではないが、生活にのんびりした余裕さえあったことが判る。

「私らが来た当時はね〔昭和十五年〕、食べ物がそんなに悪くなかったです。飯は麦が三分、米が七分ぐらいです。〔アルミ〕ニュームの食器でおつゆとご飯で、おかずはたいがい一品ですよ。煮物みたいのを食器さ一杯ずつ盛って出すんですよ。（中略）南蛮〔ネギ？〕がところどころに置いてあって。私らの場合は腹は一杯になりましたよ。（中略）あとから来た人たちは食べ物ではだいぶ苦労したんじゃないですか。（中略）

ふだんの日は一番方で仕事あがってくると、夜はなんにもやる事がありませんよ。ご飯前に風呂入ったり、部屋ですもう取ったりしてね。（中略）二番方は外で日なたぼっこでもするかして、時間になれば少し早めにご飯食って下りてくるんです。」(C)

これをAの証言と較べると、雲泥の差である。

「一九四三年ごろからは食事が非常にわるくなり栄養失調で死ぬ同胞がでたが、坑内の落盤事故などで死ぬ者がもっと多かった。（中略）鉦山事故で相当死んだと思うが、どれくらい死んだかはよくわからない。しかし片足を失ったり、眼がつぶれた人が何人もいた。これらの人は会社からたいして補償金ももらえず放りだされた。」(A)

B Cの証言には、こうした話は一切出てこない。逆にCの食事がよかった話や生活に余裕のあった話は、Aの証言には一切出てこない。

極めつけは、尹は日本女性と結婚し、完全な外出の自由があったことだ。

「私らが来て一年間は毎週の休みはなかった。月に二回ぐらいの休みしかなかったです。それで何ヵ月かしてから、外出の許しがあったんです。班長が自分の班の人間を全責任をもってつれていかなければならなかった。（中略）外で酒を飲む者もいれば、女を買ったり、チョン〔チョンガー・独身〕の間で大体一円かな。（中略）

私の場合はね、〔昭和〕一六年に家内もらっちゃった。九月かな。それで今度は仲間と一緒にいないで、社宅もらって身上持ちちゃったから、熊ノ沢の社宅です。仲間たちは簡単に街へ出られないですが、私はもう自由でした。日立であろうが水戸であろうが、太田であろうが、どこへ行ってもかまわないんです。ここへ来て国際結婚したのは私だけだったんです。」(C)

こういうことも、朴が聞き取りをしたA証言は一切記さない。物事には明暗の両面があ

るものだが、「明」の部分は完全に黙殺して「暗」の部分だけをデフォルメしたのが、朴の聞き書きだと判る。

次に、崔在浩の二つの証言を取り上げる。

崔は1915年（もしくは1913年）、全羅南道靈光郡に生まれ、北海道三菱炭坑大夕張炭鉱に「強制連行」され、「強制労働」を強いられたという。

一つ目の証言（以下「証言A」と略）は、韓京益が1994年5月に聞き書きしたもので、朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行の記録』関東編1（2002）に収載されている。もう一つの証言（以下「証言B」と略）は、手塚陽と平林久枝が1996年6月に取材したもので、『百万人の見世打鈴』（1999）に収載されている。

見ての通り、証言Aと証言Bは2年の間隔しかなく、各々取材者を異にするが、ほぼ同一時期の証言と言ってよく、崔の記憶が正しければ、二つの証言の主要な内容はほぼ同じでなければならない。ところが、AとBは様々な点で著しく異なっているのである。

まず、自身が連行された経緯について、崔はAで次のように述べる。

「私の家は貧しい農家だったが、土地調査事業令などで田畑を奪われ生活はますます苦しくなっていた。一九歳の時、何かいい働き口はないかと「満州」を訪ね、故郷に帰る途中でソウルに立ち寄ったところ、警察に連れていかれ、そのまま汽車で釜山に送られた。釜山に到着すると同じように九〇人ぐらゐが集められていた。翌日、連絡船の船底に押し込められ下関へ渡った。そこから汽車に乗り北海道の大夕張炭鉱（三菱鉱業）に連れていかれた。当時私は二一、二歳頃で、季節は六月だったと思う。何が何やらわけのわからないうちに日本へ連れてこられ、生き地獄のような辛い日々が始まった。」（朝鮮人強制連行真相調査団（2002）、294頁）

ところが、証言Bでは崔は次のように述べているのである。

「わたしの家は小作を三、四人使い、米作を主に畑作もやり、山すそに散在する五十軒程の部落では、「旦那衆」で通る格式の農家でした。（中略）わたしは弟を連れて、海水浴や山遊びに毎日楽しい日々を過ごしていました。（中略）このまま可谷里の片田舎で一生理もれたくない、そうだ、旅に出よう。平壤や京城のような大都会への憧れが以前からあって、ちろちろと炎のように胸を焦がしていました。わたしは旅費をたっぷりに家を出ました。時に二十六歳。一九三九年の春でした。」

要するにわたしは親不孝者で、北から南から物見遊山の旅をしてまわってたわけよ。京城に入って黄金町の交番所でお巡りに呼び止められ、（中略）しばらくすると警察署からお巡りと中年の日本人と……あとで考えれば釜山会社の引率者なんだけど……その二人がやって来て、わたしは京城の職業紹介所へ入れられてしまった。

何の名目で、どこに連れていかれるのか、一切聞かされないままに京城から釜山へと、汽車で連れて行かれたんです。（中略）釜山で連絡船に乗るときに、タラップを昇っていく朝鮮人を数えたら、約一九〇名でした。二〇〇名はいなかったな。…三日もかかって、空知郡三笠町の夕張炭鉱地崎組のタコ部屋に入れられてしまっ

たわけサ。」「(「百万人の身世打鈴」編集委員(前田憲二・菅沼紀子・手塚陽・平林久枝・山田昭次)編(1999)、404-405頁)

この短い連行経緯の中の証言の中だけでも、大きな喰い違いが三点ある。第一は、Aでは崔は実家が貧しかったことを強調しているが(波線部参照)、Bを見ると崔の実家は「物見遊山の旅」が出来るほど裕福な農家であった(下線部参照)。この差は、一体何なのか。第二に、釜山に集められた人数が違う。Aでは「九〇人ぐらい」と言っているが、Bは「約一九〇名」とあり、倍半も違う。有り得ないことだ。第三に、連行時の年齢と時期が違う。Aでは「当時私は二一、二歳頃で、季節は六月だった」というが、Bは「時に二十六歳。一九三九年の春」とあり、年齢も季節も違う。

AとBと、果してどちらの証言が正しいのか。

次に、坑内作業の証言を比較しよう。

「坑内は四五度の斜面を二〇〇〇メートルほど入り五〇〇～七〇〇メートルもぐると、蜂の巣のように坑道がいくつにも分かれていた。四人ずつ坑道に入り石炭を掘り出す作業をしたが、一日のノルマが二・五～三メートルと決められていて、ノルマを達成するまでは二番方が待機していても帰してくれなかった。」(A)

「一、五〇〇メートルを六十五度(の角度)で下がるんだよ。その終点到縦坑があって、さらに垂直に六十メートル程箱に乗って下がると、各切羽がある。これが放射線状にあって、各切羽が一組四人ずつ。何切羽に何番方といった具合に入って、スミを掘り進むんだけど、割り当てがある。四人一組で一メートル五十(掘り進むこと)が割り当て。一メートル五十は幅が四メートル五十、高さが二メートル五十。そこで、木材で枠をつくるわけ。天井に一時押えの板を張って、順ぐりに前へ進んでいくわけ。これが出来なければ、二番方がきて待ってても帰さない。」(B)

坑道に下る傾斜が、Aは「四五度」、Bは「六十五度」で違う。坑道の深さもAとBでは違う。また、一日のノルマもAは「二・五～三メートル」、Bは「一メートル五十」と違う。細かなことでは決していない。両方とも具体的な数字を出しながら、しかもその数字が違うのである。

どうしてこういうことになるのだろうか。同一証人の証言がこうも違うのであれば、私たちは証言というものの信憑性を、根底から疑わざるを得なくなるのである。AとBのどちらかが正しくて、どちらかが間違っているのか？ しかし、どちらが正しいかは証言を裏付ける事実もしくは傍証のない限り、判定不可能である。或いは両方とも口から出まかせで、両方とも間違っているのかもしれないのである。

2 同一の炭鉱で複数の証言者があり、証言内容が喰い違う場合

次に問題となるのは、同一の炭鉱で働いていた朝鮮人戦時労働者の証言者が複数あり、しかもその証言内容が互いに喰い違う場合である。

この場合、注意を要するのは、証言者の応募形態や職種である。例えば、炭鉱の募集

に自ら応募した者と、徴用により自らの意思に反して動員された者とは、労働意欲や逃亡の動機が異なるのは当然だし、職種（坑内夫と坑外夫）や雇用時期・雇用期間によっても賃金及び労働環境に違いが生ずる。しかし、それらの要素を勘案しても同一の炭鉱で証言内容が喰い違う場合は、証言の信憑性に疑義が生ずることになる。

ここで、一つの事例として掲げたいのは、常磐炭鉱（入山採炭・磐城炭鉱）で働いていた朝鮮人戦時労働者の賃金に関する、複数の証言である。この場合、少なくとも5種類の証言があり、賃金に関する情報は錯綜している。

まず、賃金を貰っていないという証言から掲げよう。1943年8月から1945年12月まで2年4か月、入山採炭及び常磐炭鉱（入山採炭は1944年3月、磐城炭鉱と合併して常磐炭鉱となった）で坑内夫として働いていた全炳龍の証言である。

「賃金は貰わない。マッコリーいっぱいにもならない額だった。動員された時、賃金については説明されていたかどうかはわからない。炭鉱に行くと言うことは聞いていた。募集にはたくさん金がかかったと聞かされていた。家への送金は寮長が送ると言っていたが、帰国後家族に聞くと誰も受け取っていないと言っていた。」(A)

（全炳龍、龍田（2009）、118頁）

このA証言で全が「賃金は貰わない」と言いながら、「マッコリーいっぱいにもならない額だった」というのは、厳密に言えば矛盾しているが、「マッコリーいっぱいにもならない」程の、ほんの少額しか貰わなかった、という意味に解しておく。また、「寮長が送ると言っていた」送金については、「帰国後家族に聞くと誰も受け取っていない」と言って、全面的に否定している。

次に、A証言と似たような証言があるので、こちらを紹介しておきたい。これは、1942年に常磐炭鉱に入ったが、「3か月して2人で逃げ出し」という経歴を持つ劉四允の証言である。

「向こうで募集をした時は、賃金は1日なんぼと言っただけけれども、こちらに来て見ると、1か月20日以上働いた人には50銭を小遣いとしてくれるだけでした。20日以下の人は1銭も小遣いをもらえません。余りの金は朝鮮に送ってやるという理屈でしたね。」(B)（劉四允、山田（2012）、10（239）頁）

このB証言によれば、賃金は「一か月20日以上働いた人」と「20日以下の人」で区別されていた。前者は「50銭を小遣いとして」貰えたが、後者の場合はその小遣いさえも貰えなかった、という。このB証言は、「マッコリーいっぱいにもならない」程の、ほんの少額しか貰わなかったというA証言に近いものかもしれない。もしBの勤務日数が月20日以上なら、「50銭を小遣いとしてくれるだけ」となり、もし20日未満ならそれさえも貰えないので、「賃金はもらわない」とするA証言に近いからである。

次に、これとは逆に賃金を受け取ったという証言を掲げておく。これは、1941年10月から1945年2月まで3年4か月間、入山採炭及び常磐炭鉱で坑内夫として働いていた劉鳳

出の証言である。

「賃金は一円で買うときは票を使って買った。貯金は七〇〇〇円貯めていた。母が死んだ時、帰らしてくれと言ったが帰らしてくれなかった。それでその時、全部送金した。お金は受け取ったと言っていた。二男なので帰らしてくれなかったのだ。帰国するとき、お金をもらったかどうかは覚えていない。」(C)

(劉鳳出、龍田(2009)、116頁)

このC証言は「賃金は一円」と明言しているが、「貯金は七〇〇〇円貯めていた」という点に、一考の余地がある。というのは、「賃金一円」は日給と思われるが、仮にこれを全部貯金に回したとしても、月額は最大30円にしかならない(現実には休日もあり、稼働日数の平均は25日前後だろうからこれより下回る)。劉の在籍期間は3年4か月(40月)なので、目一杯多めに見積っても30円×40か月=1,200円にしかならず、「貯金は七〇〇〇円貯めていた」というのは有り得ない金額だと思うからである。「七〇〇〇円」は記載ミスで、「貯金は七〇〇円貯めていた」というのが本当のところではないか。それ位の額ならば、他にも似たような例があり¹⁾、妥当な数字かと思われる。

しかし、ここで重要なのは貯金額そのものよりも、劉がその多額の貯金を、「母が死んだ時、帰らしてくれと言ったが〔炭鉱側は〕帰らしてくれなかった」ので、「その時、全部送金し」、しかもその送金した「お金は受け取ったと〔家族が〕言っていた」という証言の方である。これは、前掲のA証言とは百八十度異なる証言である。果して、どちらが正しいのだろうか。

さて、同じ受け取ったという証言だが、C証言とも異なるもう一つの証言を紹介しておきたい。これは、1943年5月から1945年7月まで2年2か月間、入山採炭・常磐炭鉱で坑内夫をしていた林潤植の証言である。

「半年間は小遣いはなく、その後2円50銭、1年経ったら5円でした。給料がいくらで、なんぼ預金したか全然わからないのです。」(D)

(林潤植、山田(2012)、14(235)頁)

「半年間は小遣いはなく、その後2円50銭、1年経ったら5円」ということから、林は1943年12月からは2円50銭、1944年5月以降は5円の「小遣い」を貰っていたことが判るが、これは「賃金は一円」というC証言と比較すると高額だが、「給料がいくらで、なんぼ預金したか全然わからない」というのであれば、「貯金は七〇〇〇円〔七〇〇円の誤り?〕貯めていた」というC証言と辻褄が合わない。同じ炭鉱にいながら、Cは何故、Dの知り得なかった「貯金額」を知り得たのか？

このように、賃金一つを取っても証言はまちまちで判らないことが多い。その理由の一つは、それぞれの証言が断片的にしか語られていないからだが、1943年8月に入山し、2か月後に坑内夫から坑外夫に移ったが、終戦時まで常磐炭鉱にいた李八龍の証言は、その辺りが詳細に語られているので、非常に参考になる。

「私は二寮から一寮に行ってからね、小林先生という担任〔寮の係〕だったけれども、この先生からね、金を朝鮮に二回か三回送ったと思うの、あの当時の金、四〇〇〇円から五〇〇〇円ぐらいだったかなあ。送ったんだともね、実際送ったんだか送らないんだかね、向こうから金受け取ったと手紙も無いしね、そういうこと今になってはさっぱり分からない。(中略)受け取りくれないんだから。それも成績よくてね、とに角月に小使いなんぼと決まってるんだから。成績いい人はいいようにくれるし、悪いやつはもう全然与えないしね。(中略)

会計日になると係の先生がね、月給袋の明細だけ書いて金は全然入ってないで、明細だけ書いてね、月給袋の中に入れてくれていたから。(中略)貯金したって貯金通帳なんかみんな先生預かってこっちに寄こさないもの。それで小使いもね、成績いい人はね、月五〇円くらい、成績悪い人はね、もう自分の金なんぼ貯金したってなかなかもらえなかったから。(中略)[自分の小使いは]月五〇円ぐらいだと思うの。(中略)こんにゃく買って食べたり、ジャガイモやカボチャふかしたのを買って食べたり、そのくらいだよ。〔小遣いの使い道は]ほとんど食べ物だね。』(E)

(李八龍、長澤秀「ある朝鮮人炭鉱労働者の回想」、『論文集成』1993、399、401-402頁)

ここから判ることは、毎月の月給日には「係の先生」が「〔給与〕明細だけ書いて金は全然入ってない」月給袋を渡していた。そのために自分の給与額は判ったが、実際に貰ったのは「月五〇円ぐらい」の小遣いだけで、それも「成績いい人はいいようにくれるし、悪いやつはもう全然与えない」。李は「月五〇円ぐらい」の小遣いを貰っていたが、小遣いを幾ら渡すかは「係の先生」の裁量に任されており、勤務成績の悪い人間には渡していなかったということだろう。B証言の「1か月20日以上働いた人には50銭を小遣いとしてくれるだけでした。20日以下の人は1銭も小遣いをもらえません」というのは、恐らくこのことを指している。よって、小遣いは「月五〇円ぐらい」というE証言が正しいとすれば、この「50銭」は「50円」の誤りということになる。

また、貯金しても貯金通帳は「係の先生」が預かっていて、見せてくれない。自分は二、三回、この先生を通じて故郷に「四〇〇〇円から五〇〇〇円」ぐらい送金したが、実際に送ったかどうか、それが届いたかどうか不明だが、この点はC証言が「貯金は七〇〇〇円」あったが、母が死んだ時に「全部送金した」と言っているのに通じるところがある。E証言をした李八龍は、1943年8月の入山だから終戦まで2年間同鉱にいたに過ぎない。その間に4千円乃至5千円送金するためには、毎月200円近い貯金をする必要がある(4000÷24=166.7、5000÷24=208.3)。本当にそんなに高額な貯金が可能だったのだろうか。以上の証言を、一覧表にまとめてみたい。

	氏名	在籍期間	職種	賃金月額	小遣い	貯金	送金	備考
A	全炳龍	1943.8-1945.12	坑内	貰わず	少額		×	家族は送金否定
B	劉四允	1942の3か月	坑内		50銭*			*月20日以上
C	劉鳳出	1941.10-1945.2	坑内	1円?		7千円	7千円*	*届いていた
D	林潤植	1943.5-1945.7	坑内	不明	なし→ 2.5円* →5円★			*半年後 ★1年後
E	李八龍	1943.8-	坑内 坑外		50円程		4千～ 5千円*	*届いたかどうか不明

以上の5つの証言を、鉱山側の作成した賃金及び送金・貯金の平均額と比較してみたい。まず、入山採炭の朝鮮人戦時労働者の「平均一カ月実収入」を見よう。「実収入」とは、普通に考えれば賃金から各種控除を引いた手取り金額のことであろうから、恐らく証言に言う「小遣い」に相当すると思われる。

坑内夫 一人当 64円95銭
坑外夫 同 40円80銭
平均 同 63円63銭

（『半島人労務者二関スル調査報告』日本鉱山協会、昭和15年、50頁）

これは昭和15年（1940）7月時点のものだが、上記5人の証人はいずれもそれ以降の採用者である。その分、雇用期間は短くなり、D証言のように採用後1年位は小遣いは低く抑えられていた可能性があるが、「賃金の定め方」の項には「最低一日二円を保証す」という文言も見えることから、真面目に働けば（「真面目に」の基準はB証言にある通り、月20日以上の出勤であろう）、月40円以上は得られたと思われる。坑内夫全体の平均で65円近いことからすると、E証言の「50円ぐらい」というのがこれに一番近く、E証言は信憑性がある。B証言の小遣い「50銭」というのは、やはり「50円」の記憶違いではないか。

一方、入山採炭が磐城炭鉱と合併して常磐炭鉱になる（昭和19年3月）前の磐城炭鉱の「賃金の定め方」の項を見ると、「半島人労務者に限り作業能率に拘はらず最低賃金貳円を保証す。右は総督府の指示によるものなり」とあり（同前）、最低賃金2円は「総督府の指示」であったことが判る。磐城炭鉱の「平均一ヶ月の実収入」も62円40銭であり、前記入山採炭の実収入と大差ない。よって、E証言の「50円ぐらい」が最も妥当であることが、炭鉱の史料によっても裏付けられたことになる。

3 同一炭鉱で日本人関係者と朝鮮人労務者の証言が喰い違う場合

朝鮮人戦時労働者の証言は多数あるが、一つの証言だけを以て「事実」と認定するには、多くの危険を伴う。ある証言は、その証言を裏付ける傍証なり、その証言の正しさを客観的に証明する第三者の証言があって初めて、事実として確定できる。

例えば、同一炭鉱であっても朝鮮人を雇用する立場の日本人関係者と、雇用される立場の朝鮮人労働者の証言に著しい喰い違いや矛盾がある場合は、どちらの証言が正しい

のか、慎重な学問的吟味が必要である。

そのような事例の一つとして、ここでは長崎県の松浦炭鉱（飯野炭鉱株式会社松浦炭業所）の事例を取り上げてみたい。松浦炭鉱の坑内係長だった上園英義（1937-38頃入社、応召時期は不明だが応召時に坑内係長）の証言と、同じ炭鉱で朝鮮人労働者として働いていた金順相（1945.1.6、徴用で就労）の証言は、悉くと言っていいほど喰い違っている。

例えば、金は賃金についてこう述べている。

「私たち朝鮮人労働者には、会社側からビター文給料は支払われませんでした。あの給料は一体どうなったのだろうか。」（金順相（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 288頁）

ところが、坑内係長の上園はこう述べるのである。

「朝鮮人労働者の給料は日本人と同じで、バンバン払いよった。高かったですよ。私は当時の最高給で、はじめ七〇円、出征のときは一〇五円でした。（中略）坑内夫は五〇～六〇円だったが、富山、鹿児島、奄美大島などから来て、金をためて帰郷し、一財産なした人もある。私は会社の重役の中にいたので、いろいろと知っている。中国人（の捕虜）はいなかった。「人を差別しちゃいかん。おかげで日本もここまで来たんだから」と私は繰り返し、周りの人たちにいつていた。朝鮮人とは泣いて別れた。」
（上園英義（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 293-294頁）

上園の「坑内夫は五〇～六〇円」というのは日本人坑夫のことだろうが、「朝鮮人労働者の給料は日本人と同じ」というのだから、朝鮮人も同一の賃金を貰っていたことになる。だが金は、「私たち朝鮮人労働者には、会社側からビター文給料は支払われませんでした」と証言する。果して、これはどちらが正しいのか。

二人の証言は、坑内の仕事の割り振りについても大きく喰い違っている。前述の金は、こう述べる。

「切り羽でショベルやツルハシで採炭作業をするのは「先山」ですが、それは日本人の仕事でした。掘り出した石炭を「箱車」に落とす作業をするのが「後山」ですが、それはすべて日本人女性で、男も女も坑内ではフンドシと腰巻きだけのすっぱだかです。「先山」が掘り進む穴は、高さが二尺二寸ぐらいの小さい穴ですから、小さいツルハシを持って、体を横にして石炭を掘るわけです。（中略）朝鮮人労働者は、その「箱車」をワイヤーに取りつけたり、はずしたりする仕事をやっていましたが、それは炭塵を吸い込む、きつい労働で、全身の力仕事でした。（中略）とにかく「先山」は日本人、「後山」は日本人女性。その他の坑内のいろいろな作業は、すべて朝鮮人がやっていました。」（金順相（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 287-288頁）

ところが、坑内係長の上園は次のように言う。

「この炭鉱は二尺七寸の薄層だから、「先山」には体力のある者、知恵のある者を

優先して使っていました。朝鮮人にも「先山」をさせていました。私は「先山になれ」と命令していたからです。差別はつけなかった、絶対に。彼らは「先山」になって喜んでいました。朝鮮人は日本人の三倍きばって働いていました。（中略）私は「お前たち朝鮮人が来てくれたから、日本の炭鉱は栄えたのだ」といって彼らをほめていました。彼らも日本人ですよ、そこまで考えてやらんばいかん。私は彼らを愛しています。朝鮮人労働者のおかげで、日本は栄えたからです。日本の炭鉱の中でも、松浦炭鉱ほどよいところはなかったと思う。」（上園英義（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 293頁）

金は、「先山」は日本人、「後山」は日本人女性。その他の坑内のいろいろな作業は、すべて朝鮮人がやって」と証言するが、上園は「朝鮮人にも「先山」をさせていました。私は「先山になれ」と命令していたからです。差別はつけなかった、絶対に。彼らは「先山」になって喜んでいました」と証言しており、「先山」の仕事を朝鮮人にさせるかどうかの点で、二人の証言は百八十度喰い違っている。

しかし、両者の証言には共通点もある。金が「先山」が掘り進む穴は、高さが二尺二寸ぐらいの小さい穴です」と言い、上園も「この炭鉱は二尺七寸の薄層だ」としている点である。高さが三尺に足りないということは、一メートルにも満たないということである。この点は両者の証言が一致しているので事実と認められる。後述する端島などとは違い、非常に狭い坑道を掘り進めるため、「小さいツルハシを持って、体を横にして石炭を掘る」（金）必要から、「体力のある者」（上園）でなければ勤まらなかったのだろう。

そのことは、勤務時間について金が次のように証言していることから判る。

「朝鮮人労働者の労働時間は、当時一日一五時間でした。ただ、…「先山」の仕事は一番疲れるために、労働時間は四～五時間でした。」

（金順相（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 288頁）

このように、「先山」の仕事は非常に体力を必要とすることから、労働時間が短かったことは事実と認められるが、その「先山」の仕事に専ら日本人が従事していたか（金）、それとも朝鮮人も積極的に活用していたか（上園）で、両者の証言は喰い違う。

食事の点でも、両者の証言は全く異なっている。

昼食の弁当について、金は次のように述べる。

「坑内に持ってはいる弁当箱は木製で、会社側から支給されていたものですが、それに豆かす入りの麦飯を割烹所で入れてもらうのです。」

（金順相（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 288頁）

ところが、坑内係長の上園は次のように述べるのである。

「毎朝、寮を出るときめいめいに弁当箱を持たせて行く。松浦炭鉱では坑内夫には麦飯なんか食べさせないで、米のメシを食べさせた。炭鉱には戦時中も「特配」（特別の配給米）があって、日本人も朝鮮人も平等で、わけへだてはなかった。」

（上園英義（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 293頁）

もう一点だけ、両者の証言の著しい喰い違いを提示したい。それは、朝鮮人労働者には外出の自由があったか否かという点をめぐる証言の喰い違いである。

金はこの点について、次のように言う。

「「川向こうの寮」には五〇〇名～六〇〇名ぐらいの朝鮮人がぎっしりとおしこまれていましたが、その周囲には鉄条網が張られてあって、会社の者が厳重に見廻りをしていました。それは逃亡防止のための見張りでした。」

（金順相（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 287頁）

ところが坑内係長の上園は、次のように正反対のことを述べるのである。

「世知原だけは、朝鮮人寮には鉄条網や金網ではなくて、朝鮮人労働者たちは寮の出入りは全く自由で、全然拘束していなかったの、買い物のために町へ出かけて行くのは自由にさせていた。（中略）そのうちの一人で、日本人と結婚した張さんという朝鮮人は、現在は松田学と名乗って帰化しています（住所略）。奥さんは日本人で、奥さんのおやじが見込んで養子にしたわけで、あれは本当によい人です。」

（上園英義（松浦）、『原爆と朝鮮人』5, 292-293頁）

因みに上園の証言のタイトルは「「川向こうの寮」の朝鮮人労働者たち」というもので、両者が述べている朝鮮人寮は同一のものである。にも拘らず、金は「川向こうの寮」の「周囲には鉄条網が張られて」といって証言するのに対し、上園は「朝鮮人寮 [川向こうの寮] には鉄条網や金網ではなくて、朝鮮人労働者たちは寮の出入りは全く自由」だったと、正反対のことを証言しているのである。これは、どちらかが偽証していると考えられるが、部外者にはどちらが正しいか、判断できない。

以上、賃金・仕事の割り振り・食事内容・外出の自由につき、両者の証言は悉く喰い違っており、どちらが正しいのか、俄かには判断できない。

雇用者側（上園）と被雇用者側（金）とで喰い違こうした証言の背景には、利害関係の不一致があると思われるが、そうした利害の相反する証言のどちらが正しいのかを客観的に判定するための一つの方法としては、第三者の証言が他にもあればそれを吟味して、雇用者側・被雇用者側の証言の何れが正しいかを精査するという方法がある。

このような第三者の証言として、金の他にもう一人、全甲逢の証言がある。全は、戦争末期に徴用された金とは異なり、昭和15年に秋田にいた兄を頼って自発的に渡日し、様々な現場で働いた後に、昭和19年6月前後から松浦炭鉱の貯炭所の請負業務に従事していた自由労働者であった。全は坑夫ではないが、松浦炭鉱で働いていた朝鮮人労働者の境遇につき、直接知り得る立場にあった。その意味で、第三者の証言としての資格を備えている。

全の証言には、同炭鉱で働いていた朝鮮人労働者の外出の自由につき、金の発言を覆す次のような指摘がある。

「知り合いの寮長から聞いたことがあるが、飯野〔松浦〕炭鉱から逃げた朝鮮人も、二、三カ月すると戻って来た者が多かったそうだ、他の炭鉱では、逃げて捕まると、木刀などでたたかれ、なぐられて、身体障害者になった人も多く、住友や日鉄はすごかった。しかし、松浦炭鉱では、そんなに厳しくなかった。芝居小屋にも自由に出入りしていたし、私たちも「戦争はもう長くないから、とって励ましていた。」

（全甲逢（松浦）、『原爆と朝鮮人』5、296-297頁）

「芝居小屋にも自由に出入りしていた」という全の証言は、第三者の証言として重要である。というのは、それは「周囲には鉄条網が張られてあって、会社の者が厳重に見廻りをしていました。それは逃亡防止のための見張りでした」という金の証言とは矛盾するだけでなく、「朝鮮人寮には鉄条網や金網などはなくて、朝鮮人労務者たちは寮の出入りは全く自由で、全然拘束していなかったので、買い物のために町へ出かけて行くのは自由にさせていた」という、雇用者側の上園の証言と一致するからである。

このようにして、第三者（全）の証言を介在させることで、被雇用者側（金）の証言が正しいのか、雇用者側（上園）の証言が正しいのかを判定することが出来る。この場合は、雇用者側（上園）の証言が正しい、ということになる。その他の点については、全は証言していないので、断定できないが、ここで三者の言い分を表にまとめてみよう。

	雇用者側（上園）	被雇用者側（金）	第三者（全）	判定
賃金	坑内夫50～60円	ビター一文支払われず	×（証言なし）	不可能
仕事の割り振り	朝鮮人も先山に採用	先山は日本人だけ	×	不可能
食事内容	米飯（配給米）	豆かす入り麦飯	×	不可能
外出の自由	鉄条網なく出入り自由	鉄条網で逃亡防止	自由に出入り	雇用者側に軍配

このように、雇用者側と被雇用者側で対立する見解のうち、外出の自由については雇用者側に軍配が上がる。他の三項目についても、雇用者側の見解に軍配が上がる蓋然性は高いと思うが、第三者の証言を欠くので、正確な判定は不可能である。

4 朝鮮人戦時労働者の証言に対して、関係者から反論が寄せられている場合

「はじめに」でも述べた通り、朝鮮人戦時労働者の証言に対し、少数ではあるが当時の現場をよく知る関係者から、具体的な反論が寄せられている。これを吟味することにより、反論の対象となった特定の証言の信憑性・妥当性につき、判断が可能となるばかりでなく、他の炭鉱における類似の証言についても、洞察が得られる場合が少なくない。

そのような反論の一つに、三井山野炭鉱（福岡県）の関係者による反論がある。

反論の対象となったのは、武富登己夫・林えいだい編『異郷の炭鉱—三井山野炭鉱強制労働の記録』（海鳥社、2000）であり、本書には三井山野炭鉱関係者の証言が11篇、手記が3篇含まれている。

反論の経緯は多少複雑であり、三菱鉱業で石炭採掘に従事した佐谷正幸が同書の内容に不審を抱き、「戦時中炭鉱で働いた炭鉱マンの証言や炭鉱の資料に基づいて朝鮮人強制連行の虚構を解き明かす」目的で、「特に前述『異郷の炭鉱』については、元三井山野炭

鉦マン達の反論の遺稿が見つかったので、これを現場からの証言に加え、『炭鉦の真実と栄光—朝鮮人強制連行の虚構』（2005）として刊行したものである¹²。

前記『炭鉦の真実と栄光』には、『異郷の炭鉦』に対する反論として「戦時中の炭鉦経験者等の証言」が7篇掲載されているが、ここでは『異郷の炭鉦』に含まれる廉燦淳の証言（A）に対して直接反論した、元三井山野採鉦係山口敏男の証言（B）に絞って比較検討する。

まず、廉が入られたという「合宿所」の張りめぐらされていたという、「高圧電流」の「高い塀」に関して、次のような証言（A）と反論（B）がある。

「私たち二千人は強制連行されてきて、漆生炭鉦にある二階建ての合宿所に入れられた。」（中略）「合宿所のまわりには、高圧電流が通してあるから、絶対に逃走できんぞ」と脅された。高い塀があったので、その上がどういう仕組みになっているか分からないが、それが本当のような気がして不気味だった。」（A）

（廉燦淳、前掲武富・林『異郷の炭鉦』69頁）

「第一坑の合宿〔所〕は社宅の中にあつたが、そんな高い塀は見たことがない。二・一米の塀なら普通のもので、日本人の合宿、社宅にも付いていた。又、塀に電流を流すなど考えられないことで、もし感電したら大変だ。舎監が言ったと書いているが¹³、漆生坑（第一坑）の舎監はとてもいい人だった。」（B）

（山口敏男、前掲佐谷『炭鉦の栄光と真実』52頁）

「高い塀があった」という廉の証言（A）に対して、山口は「そんな高い塀は見たことがない」（B）と証言しており、これは現場をよく知る山口の反論によって、廉の証言の信憑性は崩れたと言うべきだろう。また、『炭鉦の栄光と真実』の著者佐谷正幸は、Aについて次のようにコメントしている。

「私たち二千人は漆生炭鉦にある二階建ての合宿所に入れられた」と書いているが、二千人は大変な人数である。輸送も簡単には出来ない。この書に出ている設計図の合宿は二階の三棟建てで、収容二八八人であり、この時は未だ計画もない。一度に二千人来たら受け入れる宿舎もない。特に坑内に二千人分の仕事場を一挙に作る事が不可能なことは炭鉦マンならば直ぐ分かることである。」

（前掲住谷『炭鉦の栄光と真実』53-54頁）

次に、逃亡に失敗した朝鮮人労働者に対する、労務係のリンチに関する廉の証言（A）と、それに対する山口の反論（B）を紹介する。

「同胞は、きびしい労務係の監視の目をくぐって、毎日のように鬭争を繰り返した。運よく逃走に成功する者もいたが、知らない土地で捕えられる確率のほうが高かった。連れ戻されると、労務係から報復のためのひどいリンチを受けたが、それでも何回も逃走する常習者がいた。労務事務所の掲示板には、次にリンチされる同胞の

名前が貼り出されていた。（中略）

三十歳前後の朝鮮人が逃走に失敗して捕えられたリンチされた時は、見ているこちらのほうが気が狂いそうになった。（中略）両足を縄で縛って風呂場へ運ぶと、天井からロープで逆さに吊った。「この野郎！」と言って、桜の木刀で労務係が殴り始めた。（中略）呻き声も出なくなつて意識を失くすと、こんどは別の労務係がやってきた。水道のゴムホースを鼻の中に差し込んで、コックをひねった。口からは水が逆流した。口に入れて鼻をつまんだので、見る見るうちにお腹が膨れ上がってきた。手を離すと、口と鼻から水が音をたてて出てきた。そのうち、労務係の一人が、「禪を取つて、尻の穴にホースを突っ込んで、腸の中を掃除してやれ」と、残酷なことを言い出した。」(A)(廉燦淳、前掲武富・林『異郷の炭鉱』70-71頁)

「廉氏の在籍期間は昭和一六年九月～一九年秋で、私の勤務期間と重なる部分がある。私は労務事務所の横を通っていたが、こんなリンチ予告の張り出しも、こんな非常識なむごいリンチも見たことも、聞いたこともない。あり得ないことだ。」(B)

(山口敏男、前掲佐谷『炭鉱の栄光と真実』53頁)

廉の証言(A)は、労務係による目を背けたくなるような猟奇的なリンチの場面だが、現場をよく知る山口の証言(B)によって、完全否定されている。この点につき、佐井もこうコメントしている。

「逃走者のむごいリンチも荒唐無稽である。風呂場で人を逆に吊るすには強力な装置が必要になり、水道のゴムホースが鼻に入るはずもない。第一風呂場は労務事務所から離れており、事務所の窓を通して見えるはずはない。これは証言者の写真を載せるなどしてノンフィクションを装った、フィクションである。」

(佐井洋一、前掲佐谷『炭鉱の栄光と真実』54頁)

これらの反論と反証からして、廉の証言は虚偽証言であり、「ためにするもの」であることが立証されたように思われる。

更に、朝鮮人戦時労働者の証言に対する関係者の大規模な反論としては、端島(軍艦島)の事例があるが、これについては第一部の端島の項に譲りたい。

第一部

「明治日本の産業革命遺産」に含まれる炭鉱についての証言の検証

第一部として、「明治日本の産業革命遺産」に含まれる炭鉱等に属する、朝鮮人戦時労働者の証言を取り上げる。

具体的には、以下の3つの炭鉱・造船所を、検証の対象とする（括弧内は経営母体）。当初、三池炭鉱（三井）・八幡製鉄所（官営）も検証する予定だったが、証言のデータ不足により、割愛する。

- 1 高島炭鉱（三菱）
- 2 端島炭坑（三菱）
- 3 長崎造船所（三菱）、広島造船所（三菱）

経営母体としては、いずれも三菱であるが、3の長崎造船所については比較考察のため、同系列（三菱）の広島造船所についても考察の対象に加える。

1 高島炭鉱（三菱）

高島炭鉱は、「鉱区が大部分海底にわたって」いること、また「その中に高島、二子島、中ノ島、端島が点在する」点で、次に論ずる端島と対をなす炭鉱と考えていい。¹⁴

炭鉱の規模としては、高島（昭和17年9月現在）が在籍労働者数2,963人（内、坑内夫2,021人）、端島（昭和16年12月現在）が1,826人（内、坑内夫1,420人）で、高島は端島の約1.5倍の規模だった¹⁵。但し、この「在籍労働者数」には朝鮮人戦時労働者は含まれていないと思われる。後述する通り、高島には朝鮮人坑夫は常時3千名前後、端島には千名前後いたと思われるが、具体的な人数は不明である。

しかし、韓国が端島（軍艦島）を「監獄島」として専ら政治的に利用し、世界遺産への登録を妨害してきた経緯からか、端島に比較すると高島に関する韓国側の証言は少ない。¹⁶

しかしながら、高島炭鉱に関する日本人の証言には極めて注目すべきものがあり、両炭鉱は共に三菱が経営した点から考えても、常に比較考察すべき対象かと思われる。

最初に、その注目すべき日本人の証言を掲げておく。

一人は高島炭鉱の現場監督の責任者だった、土居一夫の証言である。

「朝鮮人労働者たちは、朝鮮本土から募集してきた者、徴用工としてやって来た者など、延べ人員としては一万名ぐらいだったと思うが、常時三〇〇〇名～三五〇〇名ぐらい居住したように思う。彼らはよく働き、待遇も日本人労働者と差別していなかった。私は炭坑内の現場監督として、数千人の炭鉱労働者たちを取りしきっていた。日本の敗戦後は、これらの朝鮮人労働者たちは相当期間、そのまま在島してい

たと思う。…ほとんど朝鮮人労務者たちの姿が見られなくなったのは、昭和三十年ごろだったように思う。」(土居一夫、『原爆と朝鮮人』2、1983.7、64-65頁)

これは、日本人と朝鮮人の待遇上の差別を否定した証言だが、待遇だけでなく暴力事件への対応についても、別に次のような証言がある。

「日本人と朝鮮人がけんかをすると、日本人がね、会社に呼ばれておこられていた。あんまり朝鮮人をなん〔差別〕したという記憶はないですね。」

(浜口三郎、『原爆と朝鮮人』4、1986.9、53頁)

取り分け、次に述べる端島との関係で重要だと思うのは、当時三菱高島鋳業所の総務課長代理だった、高島生れの江頭宏の証言である。

「高島では、敗戦当時、島民、日本人従業員と、朝鮮人従業員との間にはトラブルはありませんでした。高島は、古いやまだけに、従業員、島民たちも、朝鮮人たちとは幼ないときから馴れ親しんで来ており、ムード的に仲よしの雰囲気に馴れていました。従って、途中からやって来た朝鮮人たちとも仲よくしていました。」

(江頭宏、『原爆と朝鮮人』2、63頁)

高島出身の江頭によるこの描写は、後述する端島元住民の証言と極めて近い。高島・端島両島には、日本人と朝鮮人が共存する共通の風土や雰囲気があったことを窺わせるに足る証言である。

無論、以上の証言はいずれも日本人当事者によるものであり、これだけでは証言としての真実性を担保しがたい。高島炭鋳で働いていた朝鮮人戦時労働者の証言にも、上記のような指摘があって初めて、事実として認定し得るであろう。

しかし、高島炭鋳の朝鮮人証言者4名の中に、上に述べたような日本人証言者と同様の証言をした者はいない。例えば1944年10月、樺太から高島に配置転換になった孫龍岩は、賃金についてはこう述べている。

「サハリンでも高島でも給料らしいものは与えられませんでした。毎月お小遣い程度、年取った人にタバコが買えるくらいの少ないお金を出しただけです。(中略)一カ月におおよそ三円か五円、「残りは銀行に預金しろ、銀行に預金すれば出ていくときにみんなあげる」と言っていました。貯金をしなさいと言ったが、通帳を見せてくれたことはありません。どれくらい貯金をした、それは分かりません。」

(孫龍岩、『原爆と朝鮮人』7、2014.3、251-252頁)

先ほどの日本人証言者(土居)は、「待遇も日本人労務者と差別していなかった」と言うが、孫は「給料らしいものは与えられず、毎月3円～5円のお小遣い程度」しか貰えなかった、と証言している。これは、いずれが正しいのか。

しかし一方で孫は、次のように中国人よりは朝鮮人の方が待遇はよかったことは認めて

いるのである。

「高島には日本人も多くいました。石炭掘る人々は韓国人でした。日本人は主に管理の、親方でした。他には、別の作業場に中国人捕虜たちがいました。日本人は韓国人には中国人よりはよく待遇をしてくれました。第二の国民だからでしょうか。しかし、中国人には未開人扱いをし、ひどくしたのです。」(同上、250頁)

また、注目すべきことに、孫は「外出の自由」があったことは全面的に認めている。

「高島では一般人とも交流がありました。島のなかでは自由に動き回れました。ただ、行き来する船は徹底的に検査します。だから、逃げたくても逃げようがありませんでした。」(同上)

もう一点、終戦後の帰国時の対応に関する、朝鮮人と日本人の証言を比較してみよう。先ほどの孫は、次のように述べている。

「私達は「早く帰せ、送れ。出て行けるようにしてくれ」と騒ぎました。下関には帰国しようと大勢が集まって船に乗れないという話でした。そして日本の社長が船を用意してくれたので一〇月初旬出てきました。船は小さな漁船でおよそ一〇〇人で乗り高島をでました。(中略) 高島を出てくるとき、「銀行に預金すれば出ていくときにみんなあげる」と言われた 預金を求めたところ、「銀行が閉まって預金が出せないから、まず少し用意した」と一五円を一人ずつ与えました。…二年間働いてたった一五円です。その一五円を集めて船を用意し釜山に出てきたことでした。」(同上、251-252頁)

他の朝鮮人証言者も、次のように述べている。

「解放になったことは朝鮮の人々が事務室に行って知りました。(中略) 倭人と朝鮮人の労務管理をするやつらが飛行機が飛んでくるとぶるぶる震えました。(中略) アメリカ軍が海に機雷を落とすから一度に大きな鉄船は出せないと倭人が言って、木造船におよそ一〇〇人ずつに分けて夕方に送り出しました。他の三人は一番最初の船で出て、私は一番最後に船で島を出ました。出るとき、倭人は一人にいくつかお金をくれましたが、釜山で使って残ったのが四円かでした。」(金致龍、『原爆と朝鮮人』7、255頁)

この金の証言は、先ほどの孫の証言と一致する。「日本の〔三菱〕社長が船を用意してくれた」こと、帰国に当り各人に15円程度を用意し、渡したことは事実として認めてよいと思われる。この点については、日本人も次のように証言しているからである。

「終戦になって、朝鮮人が高島を引き揚げるときは、鉱業所でもやはり信用の厚い、

人徳のある人が引きつれて、村雨丸で朝鮮に全部送り返した。」

（浜口、前掲証言、『原爆と朝鮮人』4、54頁）

このように、高島炭鉱における日本人の証言と朝鮮人戦時労働者の証言を比較すると、全部が同じというわけではないが、一部は一致する部分がある。少なくともその部分は、事実と見なして差支えないように思われる。

2 端島炭鉱（三菱）

次に、同じ三菱が経営していた端島炭坑について考察する。

この端島（軍艦島）をめぐる対立は、日韓両国の徴用工をめぐる政治的対立の象徴のようにもなっている。従って、証言の分析に当っては、幅広い視野から慎重な考察が求められるところである。

同炭鉱については、朝鮮人・日本人双方による、極めて多くの証言があることは、前述した通りである。しかもその証言が、日朝間で真っ向から対立している。真っ向から対立しているばかりでなく、同一証人の証言の間にも矛盾がみられる。

来島の経緯をめぐる、徐正雨の証言

まず、同一証人の複数の証言に矛盾が見られる事例として、徐正雨の二つの証言を取り上げたい。

徐正雨は1928年（昭和3）、慶尚南道宜寧郡生まれ。一つ目の証言（A）は、高實康稔・岡正治らが1983年に端島で聞き取り調査したもの。もう一つの証言（B）は、1990年に林えいだいが長崎市内の徐の自宅で聞き取り調査したものだが、Bは林によるルポルタージュの形で書かれている。

まず、「連行」の経緯だが、AもBも次のように証言している。

「忘れもしません。一四歳のとき〔昭和16年?〕です。面（村）役場から徴用の赤紙がきて、私は日本に連行されてきたのです。徴用といっても、突然の強制であり、手当たり次第の強制連行と同じです。（中略）おじさんは、仕事手がなくなるので強く反対しましたが、相手は問答無用でした。私の村からは二名でしたが、強制的にトラックに乗せられ、市役所に着くと、一四、五歳から二〇歳ぐらいの青年が何千人も集められていました。」（A）

「一九四三年（昭和18）の春、田圃の苗床をつくるために祖母と二人で農作業をしていた。「おい、ちょっとこい！」（中略）徐が家に帰ると、顔見知りの面書記と面巡査の二人だった。「お前、日本へ行くんだ！」ハガキ大の紙切れを徐に渡した。日本語が読めない徐は、それを水溜りに捨てた。面巡査が怒って徐の腕を取ると、祖母が泣きながら抗議した。（中略）老婆は狂ったように叫ぶと、若い巡査の手に噛みついた。巡査は老婆を払いのけると、近くの道路に止めていたトラックに徐を乗せた。」（B）

この二つの証言には、不審な点が幾つもある。

第一に、役場の職員が「徴用の赤紙」(A)「ハガキ大の紙切れ」(B)を示したというが、徴用を命ずる令書は「赤紙」でなく「白紙」である。

第二に、朝鮮に国民徴用令が施行されたのは、昭和19年(1944)9月以降である。Aは「一四歳のとき」と記すのみで年月を明記していないが、1928年(昭和3)生れなら、数えて「一四歳のとき」は1941年(昭和16)もしくは満年齢だと1942年(昭和17)となる。Bは「一九四三年(昭和18)の春」と明記しているが、いずれにせよこの時点の朝鮮半島では、国民徴用例は未だ施行されておらず、役場の職員が徴用令状を示すことは有り得ない。よって、AもBも誤りで、徐は自らが「強制連行」されたことを強調するために、徴用令状を偽証したものと考えられる。

第三に、AとBでは徐の連行に「抵抗」した人物が異なる。Aでは「おじさん」、Bでは「祖母」である。Aには「祖母」は出てこず、Bには「おじさん」は出てこない。自らが「強制連行」されたのが事実なら、人生で最も劇的なその場面で、自らの連行に抵抗してくれた最も身近な人物を、よもや徐が間違ふ筈はあるまい。それなのにAは「おじさん」、Bは「祖母」なのである。「おじさん」が正解なら、7年後に徐が「祖母」と言い直す筈もなく、「祖母」が正解なら、その7年前に徐が「おじさん」と見当違いのことを言う筈もない。ここから考えられる最も合理的な結論は、これはA、Bともに架空の作り話ではないか、ということである。作り話だからこそ、「おじさん」が7年後には「祖母」に、容易に入れ替わるのである。

賃金

次に、朝鮮人と日本人の証言を賃金の面で比較してみよう。端島で働いていた朝鮮人戦時労働者の賃金に関する証言を検討すると、次のように極端な差があることが判る。

一つは、賃金は貰ったことがないという主張である。例えば、1943年2月に14歳で端島に「連行」され、採炭夫として働いた崔璋燮は、次のように証言する。

「賃金をもらったことはない。私の記憶は確かだ。」(A)

(長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『軍艦島に耳を澄ませば—端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記録』社会評論社、2011、2016(増補改訂版)、43頁)

1944年冬に徴用され、掘削夫(坑内夫)として働いた朴準球も次のように証言する。

「会社が運営する食堂での決まった食事のほかには何もくれず、居酒屋や食堂に行くこともできなかった。給料をくれなかったから。会社はタバコを一日に七本くれただけ。昼夜仕事をして、握り飯の小さいのを二個しか食えない。アイゴー。」(B)

(同上、56頁)

証言Aも証言Bも、「賃金を貰ったことはない」「給料をくれなかった」と主張する点で共通している。これを仮に「賃金ゼロ派」と呼んでおこう。

今一つはこれと対極にある、賃金の額を明示した主張である。例えば1941年2月、19

歳の時に「面事務所から徴用令状」がきて（昭和16年段階で「徴用令状」が面事務所から来ることは有り得ない）、端島に連行されたという金先玉は、「最初の二年間は採掘夫、後の二年間はトロッコの運搬や枕木の作業」をしたというが、賃金については次のように証言している。

「賃金は六〇～九〇円です。だんだん熟練工になってきたので賃金も上がりました。仕送りもしていました。届いていました。現金でももらいましたが、貯金などした分は通帳もくれなかったので分かりません。」(C)（同上、37頁）

また、1943年12月に17歳で「連行」され、「石炭掘り」（坑内夫）をしていたという尹椿基も、次のように証言している。

「給料は一カ月三〇円で、仕事の量によっては五〇円ぐらいになったこともあったけど、給料の三分の一は受け取ったが、三分の一は故郷に送って、後の三分の一は強制的に貯金だよ。もちろん、貯金は受け取っていないよ。」(中略)

「わたしが日本で働いたのは三年間。この間、六〇〇円ぐらいの貯金があったはずだ。今のお金にすると四〇〇〇万円ぐらいになるんじゃないかな。」(D)

（『百万人の身世打鈴—朝鮮人強制連行・強制労働の「恨」』東方出版、1999、399頁）

C証言（金）は終戦時までいたので、4年半端島にいたことになるが、その間に賃金は60円から90円に上昇し、しかも故郷への仕送りもきちんと「届いていました」と証言している。これは、「賃金ゼロ派」のA Bとは、対極にある証言と言わねばならない。

また、D証言の尹も、賃金の額は30円～50円と金に比べると低いが、これは尹の着任時期が1943年12月で、1年半ほどしか端島にいなかった（「わたしが日本で働いたのは三年間」とあるが誤りで、実際は1年半しかいない）ため、坑内夫として未熟であったこと、これに比して金はその3年前から端島におり、「だんだん熟練工になってきたので賃金も上がりました」と証言していることから考えれば、不自然ではない。

いずれにせよ、C及びD証言は具体的に賃金の額を示し、かつ実際に賃金を受け取ったことを証言している。A及びB証言とは全く正反対のこの証言を、どう解釈すべきなのか？ 仮にこれを「賃金受取派」と呼んでおこう。

そしてその中間に、賃金は貰うには貰ったが、「小遣い程度」しかなかったという、田英植の次のような証言がある。田は1944年1月に25歳で端島に「連行」され、運搬夫（坑内夫）として働いた。

「賃金なんて無いのに等しかった。いくらか忘れたけれども、毎月小遣い程度、少しくれた。もともと給料がいくらとか、何年間働けどか、何も聞いていなかった。」(E)

（田英植、前掲『軍艦島に耳を澄ませば』、50頁）

この証言Eは、賃金は「小遣い程度」しかくれなかったというもので、「賃金小遣派」としておこう。以上の5人の証言者は、端島への「連行」時期は夫々異なるものの、昭和20

年には5人とも在籍しており、また職種は坑内夫（採炭夫・運搬夫）で一致している。にも拘らず、三人が証言した賃金の額に、このような極端な差があるのは不審である。

ここで、以上のデータを一覧表でまとめておきたい。

端島における朝鮮人戦時労働者の賃金

	氏名	在籍期間	職種	賃金月額	手取額	貯金	送金	備考
A	崔璋燮	1943.2-1945.8	坑内	×(貰わず)	×	?	?	(賃金ゼロ派)
B	朴準球	1944.冬-1945.8	坑内	×	×	?	?	
C	金先玉	1941.2-1945.8	坑内	60~90円	?	?	○	熟練で賃金上昇
D	尹椿基	1943.12-1945.8	坑内	30~50円	1/3	×	1/3	(賃金受取派)
E	田英植	1944.1-1945.8	坑内	?	小遣い	?	?	(賃金小遣派)

A・B・C・D・Eの何れが事実なのか。三者の証言を比較するだけでは判定するのは不可能だが、「賃金ゼロ派」についてはこれを明確に否定する、元島民の次のような証言がある。

「単身者は寮生活ですね、朝鮮人も。それと社宅に所帯持ちもおるわけですから、その所帯持った人も必ず給料日には並んでもらいにきてた、判持って。(中略)私は少年時代に牛乳を朝から配達してた。それは牛乳を契約しとる宮脇のおばさんが集金してるわけですから、金持ってなかったら牛乳は飲めんです。ただじゃないんですから。朝鮮人の寮があった。(中略)私は現に〔朝鮮人の寮に〕牛乳配達した。」

(松本栄、産業遺産国民会議HP「軍艦島の真実」所収)

「〔朝鮮人の寮は〕日給社宅の16号の下にあったです。一階が寮やった。一人もんがみんなそこに入とった。寮に。給料はよかった。結局それだけ、昔は危険やったんやろうね。」(森安弘、同上)

その上、端島で働いていた朝鮮人は賃金を貰っており、家族への送金も可能だった事実を示す、朝鮮人戦時労働者本人の次のような証言もある。これは1944年8月、樺太の塔路炭鉱から端島に徴用された黄義学の証言である。(金額が明示されていないので、筆者は最初見落としていたが、重要な証言である。)

「端島でも一日三交代の石炭掘りの仕事だった。貰ったお金は使い道もないので全部樺太の妻に送った。」(黄義学(長崎・端島)、『原爆と朝鮮人』7、243頁)

これで、「賃金ゼロ派」のA・B証言は有り得ないことが証明される。また、もう一つ、ここに別系統の証言がある。昭和14年(1939)に端島炭坑に入山し、外勤係だった日本人職員の小迫政行の証言である。

「朝鮮人には日本人と同じ賃金払うたし、自由にさせよった。家族呼び寄せたともおる。しかし、島から外へは出さんかった。」(1973年10月25日付朝日新聞長崎版、『原爆と朝鮮人』(長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書第2集)1983.7、77頁、前掲『軍艦

島に耳を澄ませば』69頁)

小迫は同じ証言の中で、「わしも朝鮮へボッシュウ（募集）に行ったよ」と述べていることから、外地で直接朝鮮人戦時労働者の募集に当たっていた当事者である。その小迫が、「朝鮮人には日本人と同じ賃金払うた」と証言している以上、賃金受取派の証言、即ち「賃金は六〇～九〇円です。だんだん熟練工になってきたので賃金も上がりました」というC証言、もしくは「給料は一カ月三〇円で、仕事の量によっては五〇円ぐらいになったこともあった」というD証言が正しいと思われる。

賃金ゼロ派の証言、即ち「賃金をもらったことはない」というA証言、もしくは「給料をくれなかった」というB証言は、本人の失念によるものでなければ、偽証であろう。また、「賃金なんて無いのに等しかった」という賃金小遣い派のE証言も、「朝鮮人には日本人と同じ賃金払うた」という当事者の証言からして、賃金を極小に見せかけるための歪曲・隠蔽の類いではないかと思われる。

このように、同一の炭鉱で複数の朝鮮人戦時労働者の証言者があり、その証言内容が著しく喰い違う場合であっても、事情を知り得る日本人当事者の証言があれば、その何れが正しいかを判定できる場合がある。

食事

食事についての不満は、大体どの炭鉱でも共通だが、端島も例外ではない。

「こんな重労働に、食事は豆カス80%、玄米20%のめしと、鰯を丸だきにして潰したものがおかずで、私は毎日のように下痢して、激しく衰弱しました。」(徐正雨)

「米は半分も入っていない、主に豆を混ぜたご飯だった。それも量が少なく、いつもお腹を空かせていた。会社が運営する食堂での決まった食事のほかには何もくれず、居酒屋や食堂に行くこともできなかった。(中略)昼夜仕事をして、握り飯の小さいのを二個しか食えない。アイゴー。」(朴準球)

「食事はサツマイモ一個と、外米のご飯が少しと、ほとんど汁だけのもやしの味噌汁。一日三食出たけれど、毎日毎日腹がへってしょうがなかった。」(尹椿基)

(『原爆と朝鮮人』2、71頁。『軍艦島に耳を澄ませば』28、56頁。『百万人の身世打鈴』398-399頁)

しかし、食べ物で不自由したのは朝鮮人戦時労働者だけではない、日本人も共通だったと、元島民は口々に証言する。

「大豆の搾りかすとかね、みんな食べましたよ。配給でそれしかないんですもんね。それは全く朝鮮の方も同じだと思いますけど。日本人が特別、お米の配給とかなかったですもんね。その大豆のつぶしたのでも、食べられたらいい方で、そこら辺はみんな一緒だったと思うんですよ。」(安達清子)

「私、脱脂大豆って大豆から油をとったカス、私もそればかり食べて、下痢して下痢して。」(小林春江)

「韓国人も日本人も、食料の配給ってやつは平等です。あの当時生きてる人はみんな経験していることなんですけど、なかなか配給になったやつが満腹するような状態じゃなかったからですね、ましてや坑内で汗にまみれて働いた人たちが朝風呂に入って寮に帰る途中、そこに豆腐のおからを積んどるもんですからね。それを分けてくれんかというような話があって、私の父が言うことにはお金はいらんと。あなた方はどうぞ自由に持っていきなさいと。そのことが後になって、終戦になって引き揚げたでしょう。帰りにリンゴ箱ですね。リンゴ箱いっぱい。今はどうか知りませんが、朝鮮のリンゴってちょっと小ぶりでした。昔のリンゴ箱って、木ですね。あれをこうして松本さんの、朝鮮の送ってきた人から、お世話になったからということで、松本のおじさんにやってくれというようなことで、びっくりしましたね。」(松本栄)

(前掲「軍艦島の真実」所収)

松本の証言は、朝鮮人戦時労働者が豆腐のおからを分けてくれた日本人に感謝して、朝鮮から送ってきたリンゴ箱を、帰国時に丸ごとお礼に寄こしたという美談だが、端島における日本人と朝鮮人の交流の一端が窺えるエピソードである。また、食料の配給については、朝鮮人も日本人も基本的に一緒だったということ、理解する必要がある。

虐待・私的制裁（リンチ）

端島に限らず、朝鮮人戦時労働者の証言で常に問題になるのは、逃亡に失敗した場合に受けるとされる虐待や私的制裁（リンチ）の問題である。

例えば、端島の証言の事例としては、次のようなものがある。

「わたしは逃げる気になれませんでした。捕まれば、半殺しの目にあいます。真っ裸にされて容赦なく殴られてね。食堂にも監視がいるんです。それに、日本語ができないと逃げても結局捕まりますからね。バンドでめちゃめちゃに殴られたりしました。いっしょに行った黄徳聖さんは「創氏改名」しないと**いって**はよく殴られていました。」(金先玉)

「木浦や井邑の水泳の上手な人たちが丸太で筏を作り、海を渡ろうとしたが、途中で疲れ果てて捕まったり、陸地まで行って捕まった人もあり、ゴムのチューブで皮膚も剥げるほど叩かれた。悲鳴を聞いてかけつけた私たちの目の前でさんざん拷問された。六七号棟のところに当時あった空き地でのことだ。大体一名ほどで、彼らは投獄されたらしく、島からいなくなった。」(崔璋燮)

「上半身裸の朝鮮人三名が膝まずき、日本人の舎監から彼らの背中をこれでもかという程皮の鞭で叩いていた。朝鮮人はうめき声を上げるだけで、抵抗さえできず背中が膨れあがり血が噴き出し、されるがままだった。酷い光景だった。」(具然喆)
(前掲『原爆と朝鮮人』2、72頁。『軍艦島に耳を澄ませば』29、37、44頁。具然喆『神仏山』、「軍艦島の真実」所収)

しかし、端島の元島民は、朝鮮人戦時労働者に加えられたというこうした虐待や私的制裁の話に、一様に首を傾げるのである。

「私の時代は坑内に入るわけですね。そいけん、坑内のことも全部知ってるですよ。
(中略) そういう、叩くとかなんとかそういうことをすることはないもん、全然。」

(井上秀二)

「朝鮮の人たち、自分の一つの組でしょ。みんなが命を託した同僚ですからね。それを殴ったり蹴飛ばしたり〔というのは〕、まず考えられない。」(松本栄)

「端島で起きたことは、すぐに島中の人の知るところとなるけん、誰かが尋問されたり、リンチを受けたというようなことがあれば、「今日はあげんあったとな」って、たちまち噂が広がるけど聞いたことなかもんね。全部嘘ばい。」(安達清子)

「幼稚園から小学生にかけて、…潮降り町という島の北西部の病院の一角に住んでいたことがあるんですよ。(中略)その時に朝鮮人の寮がすぐそばにありました。(中略)舎監を朝鮮人がしてたと思うんですけども、私はすぐ近くに住んどって、悲鳴とか怒鳴り声とか聞いたことはありません。だから、虐待された、半殺しにあったなどというのは全くの嘘なんですね。働き手を、明日仕事ができないように叩いたら、その寮の管理をしている人の責任じゃないですか。そういうことは絶対、ありえないですよ。」(矢持邦穂)

「日本人だって、結構仕事が辛いから、みんなずるしてやってね。そうすると説教されて、結局嫌になっちゃったら逃亡しようなんてね。(中略) 確かに竹刀持ってやってる〔体罰を加えてる〕のは見たことあるけど、それ以上のことはないよね。有り得ないもんね。そりゃもう、日本人も一緒だからね。」(坪内光興)

「虐待というか、あのころはね、仕事をさぼってあれしておるのを、ビンタを3つ4つ叩かれて、水をガボッとかけられたぐらいの記憶しかなかとさ。それは親父が言いよったけどね。棒で叩いたり、なんかそういうことはあまり聞いたことないですね。」(本間宏保)
(前掲「軍艦島の真実」所収)

元島民の反論は、狭い孤立した島内のことであるから、虐待や拷問があれば、すぐ噂になるはずだが、或いは朝鮮人寮のすぐ傍に住んでいたが、そんな話は一度も見聞きしたことがないというのが一点。もう一点は、無断欠勤や怠業した場合に体罰が加えられるのは当然で、それは日本人・朝鮮人の区別はない。しかし、私刑(リンチ)による虐待・拷問は聞いたことがない、というものだろう。

虐待・拷問の話にはとかく尾ひれがつきやすいものだが、当時の日本は実際に戦争をしていたという時代背景を考える必要もある。「確かに竹刀持ってやってる〔体罰を加えてる〕のは見たことある」とか「仕事をさぼってあれしておるのを、ビンタを3つ4つ叩かれて、水をガボッとかけられた」という証言は、平和に馴れてしまった現代人から見れば、「暴行」「虐待」の類いに見えるかもしれないが、当時の日本にあってはごく普通の、ありふれた日常的な行為でしかなかった、ということを理解しなければならない。

その意味で、朝鮮総督府の官吏だった西川清の次の発言は傾聴に値する。

「もし殴られたとか、ビンタを張られたと証言する人がいても、その当時は当たり前ですから、朝鮮人だからといって殴られたのではありません。日本人も同じ目にあっています。」(西川清『朝鮮総督府官吏 最後の証言』)

虐待を言い立てる朝鮮人戦時労働者の証言は、仕事を怠けた結果として、体罰を加えられたり、ビンタを張られたりしたのを、虐待やリンチを受けたと、針小棒大に言い立てている可能性がある。

これに加えて、虐待・拷問は石炭増産が至上命令の国策に反する筈だという、次のような反論もある。

「こんな話は聞いたことないね。もしもこういうことがあれば、子どもなんかでやっぱり噂があれして、面白半分で見に行ったりすると思うんですけどね。(中略) 当時はもう少しでも多く掘るといのが国の政策だったでしょうからね、…そんな鞭を打ったらそれだけ仕事ができんもんね。(中略) 戦時中に端島ではひどい目におうたねというような話なんかは、全然聞いてないです。」(鈴木文雄、前掲「軍艦島の真実」)

証言者の鈴木は、端島生まれの在日二世であり、両親は共に慶尚南道の出身である。朝鮮人戦時労働者の中でそういう虐待やリンチがあれば、同じ民族の血を分けた者として、両親からその話が伝わらないわけではないと思うのだが、「戦時中に端島ではひどい目におうたね」というような話なんかは、全然聞いてない」と言う。

また、朝鮮人戦時労働者が虐待されたという証言の中には、明らかに事実と反すると思われるものがあり、その点も元島民は数多く指摘している。例えば、林えいだいが朝鮮人戦時労働者の妻の姜時点から聞いたという次の記述についても、元島民から強い異議申し立てが出ている。

「毎朝、四時になると外勤労務係が家族持ちの家を督促に回ってくる。風邪で高熱が出て休みたいたうと、「風邪くらい病気のうちじゃない!」と叫んで、姜の目の前で夫を木刀で殴りつけた。(中略) 朝鮮人の場合は風邪を引いても病気とは認められず、外勤労務係から徹底的に殴られた。繰込場の電柱に全身を縛りつけ、前を通る坑夫たちに棒で叩かせたこともあったという。」(姜時点、林(2010)、166頁)
(上記証言への反論)

「繰込み場に電柱、まず端島に…ないですもん、電柱が。(中略) 端島のどこに電柱があったかなと疑うぐらいですよ。」(松本栄)

「繰り込み場っていうたら、あそこね。…普通のコンクリの中に事務所があって、札をもらいに行って、電柱なんか、そんなところに建ってないですよ。」(安達清子)

「電柱のなんのって見たことないね。コンクリの中にはめ込んでつくってありましたからね。危なくないようにね。だから、電柱で端島は見たことなかね。」(小林春江)
(前掲「軍艦島の真実」)

「繰込場の電柱云々」という姜の「証言」は、これを聞き書きした林の「創作」かもしれないが、いずれにしろ現場を知る元島民の複数の証言によって、馬脚を露わした格好である。このように、現実には有り得ない描写も、「証言」として大手を振って罷り通っている事実があることに留意すべきである。

差別

上記に関連して、朝鮮人と日本人の間に「差別」があったということも、多くの朝鮮人戦時労働者が証言しているところである。端島の場合、例えば次のような事例がある。

「労務係は、朝鮮人を人間扱いしなかった。朝鮮人は世の中で一番下等であると考えて、命令ばかりして怒鳴っていた。そして言い方が悪いとか、態度が悪いと言っては殴りつけた。」(姜時点)

「九階建ての一番下の半地下だった。日本人たちはそこにはいなかった。別のもっと環境が良いところにいた。日差しが入らず、いつも湿気がして風通しもなく、気分が悪かった。」(田永植)

「端島のアパートは地位と職種によって振り分けられた。運命共同体として日本人同士の連帯感は生まれたが、朝鮮人、中国人に対する差別は一層ひどくなった。」
(林えいだい)

(林(2010)、167頁。『軍艦島に耳を澄ませば』49頁。林(2010)、158, 162頁)

このような「朝鮮人、中国人に対する差別」についても、元島民は一律に反発し、強く否定する。

「同級生にも朝鮮の方がいらっしゃいましたけど、一度も朝鮮人だから日本人だからと思ったことはなく、お互いの家に遊びに行ったり、うちにも遊びに来たり、皆さんそんなに朝鮮の方をいじめたり、どうしたりということは絶対ありません。」

(小林春江)

「金亨道(鈴木文雄さん)が幼稚園のときおったからね。(中略)差別ということが私のはあんまり聞いてないんですよ。そんな(差別があったら)何で小学校の時に一緒におりますの? 同じ教育を受けてるんですよ。」(尾崎英)

「皆さんから可愛がられたりはしたけども、僕はいじめられたということは、…逆に可愛がられたとか、そういうのはありますけどね。周囲の人とかいろんな方から可愛がられたということはあるけど、後ろから指さされて「あれは朝鮮人だぞ」とかいう、そういうことは全く聞いたことないですね。(中略)周囲の方たちもみんないい人でね、そんな悪い負のイメージはありませんしね。僕自身がまだ小さいですから、可愛がってもらったりして、いい考えはあっても、端島にいてよくなかったということは本当、ありませんもん。」(鈴木文雄) (前掲「軍艦島の真実」所収)

元島民たちは、二世の鈴木も含めて、差別を強く否定していることが印象的である。

また、朝鮮人は「九階建ての一番下の半地下」に追いやられ、日本人はそこにはいなかったという証言に対しても、元島民は次のように反論している。

「日本人であっても、初めてよそから来られた方は、どうしてもすぐには(良い)建物に入れないうですよ。年功を積んでいったら順々に、1階に入ったら、次は5階があいたから、5階に移ってくださいって。(中略)私が物心ついた頃には30号棟の2

階にいたけど、端島に行った頃はそうだったはず。その後、お父さんが真面目に働いたから、だんだんいい部屋に移って行って、最終的にはトイレ付きの部屋に入れたんだけど、朝鮮の人も同じだったと思います。」(小林春江)

この反論は、最初はいいい建物に入れないのは日本人も同じで、朝鮮人を差別したものではないというものだが、宿舎については逆に日本人より朝鮮人の方が恵まれていたという朝鮮人戦時労働者の証言さえある。「貰ったお金は使い道もないので全部樺太の妻に送った」と証言した黄義学は、同じ証言の中で次のように述べているのである。

「端島で私たちが入れられた宿舎は新しく出来たばかりの建物だった。四人なら四人、八人なら八人と収容人員が決まった部屋があった。日本人のよりはましだった。」
(黄義学(長崎・端島)、『原爆と朝鮮人』7、243頁)

このように、元島民は日本人・朝鮮人の別なく、一様に差別はなかったと証言していることに加えて、宿舎については「日本人のよりはましだった」という朝鮮人本人の証言もあることは重要である。「端島のアパートは地位と職種によって振り分けられた。運命共同体として日本人同士の連帯感は生まれたが、朝鮮人、中国人に対する差別は一層ひどくなった」という朝鮮人・中国人差別の主張が、如何に根拠のない、出鱈目なものでしかないかということを、如実に示しているからである。

また、差別という点では、具然喆(グヨンチョル)の伝記『神仏山』にある以下の記述も、一考に値する。

「国民学校二年から六年までトップの成績を維持していた。学校時代にはクラスで一番背が高く、スポーツも出来た。しかし、教師たちは彼に一枚の賞状も与えなかった。いつも勉強ができない日本人を一番にして、賞状を与えた。生徒たちが試験の点を比べてみると、グ・ヨンチョルが一番なのに、発表する時には日本人が一番であった。あからさまに差別される方がよほどましだった。」

「ワタナベ先生だと記憶しているが、その独身の先生が「お前の祖国はどこだ？」と聞いた。学校では「わが祖国は日本だ」と習ったので、そうとしか答えることが出来なかった。なのに、先生は私の頭を小突きながら、「お前の故郷は朝鮮だ」と言いながら笑っていた。数か月経ち、その先生はいなくなった。」

(具然喆『神仏山』、前掲「朝鮮人の真実」所収)

新聞報道(長崎新聞2016.10.1付)によれば、具は1931年生まれで1939年、父親が働いていた端島に、家族で移住したという。しかし、端島元島民の誰一人として、具を記憶している者はいない。それどころか、明治27年から昭和22年までの端島小学校の卒業生リスト(端島同窓会名簿)にも、具の存在は見当たらないというのだ。¹⁷

具と同学年に当たる元島民の相良侯秀は、次のように言う。

「6年生の時の級長は私です。(中略)それ〔具の証言〕そのものが虚構じゃないかと

「う感じですね。」(相良侯秀、前掲「軍艦島の真実」所収)

上記「証言」に見える「ワタナベ先生」についても、相良は次のように強く否定する。

〔ワタナベ先生って、いらっしやいました？〕

「知りませんし、いなかった。6年を卒業して、昭和19年の4月から昭和20年の4月以降のこと、終戦までですね、その一年半くらい。その時に、その時代に、男の若い先生がいるはずがありませんよね、島に。物語を作った人がいたとすれば、最後まで作りますからね。バレないようにね。しかし、本人が出てきて誰かのことを、日本人の同級生の名前を言うとかね、何かその辺を言わないと、この人は信用されませんね、日本では。」(同上)

おまけに、この具然喆という人物は、北朝鮮系の活動家であることも判明している。¹⁸ 以上の状況証拠から見て、具は実際には島民ではないにも拘らず、島民を装った「なりすまし」の可能性が高い、と言わねばならない。

端島をめぐるのは、このように政治的思惑も絡んだ「証言」が横行していることも、念頭に置くべきだろう。

坑内作業

坑内作業については、朝鮮人労働者の次のような証言が複数あり、「低いせまいところに入って、体を横にしてツルハシで手掘りしなければならなかった」というようなことが言われている。

「吉田飯場が請負った切羽に行って劉は驚いた。二尺層といわれる炭層は約六〇センチ、短い柄の鶴嘴で根掘りする場所だった。キャップランプのコードが首と足に巻きつき、頭が天井の岩盤に当たった。一〇分採炭しただけで、下半身がしびれた。」

(劉喜旦、林(2010)、185頁)

「高さ一メートル幅の炭層に、朝鮮人坑夫たちは立ち膝のまま鶴嘴を打ち込んでいた。あのような重労働で体力が続くのか、朝飯の雑炊のことを考えると、徐の気持ちはだんだんと落ち込んでいった。」(徐正雨、林(2010)、192頁)

「地下数百メートルをエレベーターで下り、切り羽に入って石炭を掘るのであるが、日本人は炭層の高い、採炭しやすいところを受持ち、われわれ朝鮮人は五、六〇センチの低いせまいところに入って、体を横にしてツルハシで手掘りしなければならなかった。」(劉喜旦(端島)、『原爆と朝鮮人』6、208頁、林(2011)、75頁)

朝鮮人戦時労働者の証言の多くは、このように端島では炭層が60センチ程度と狭く、「体を横にしてツルハシで手掘り」を強いられた、というものだ。ところが、これについても、実情を知る元島民の証言は正反対である。

「そんな狭逸な炭層はないです。もう一番薄いところで三尺〔90センチ〕ですから、

これはほとんど採りません。四枚層というのがあるんですよ、その次。五尺とそれから一丈ですね、十尺。それで一番炭層の厚いところは十二尺。だから人間が這って掘るような所は、それはどこか見つけないかんです（笑）。」（松本栄）

「あのピックのババババって、結局電気が使えないからエアで落とすんですよ。鶴嘴はほとんど〔使わない〕、ただ浮いたところが落ちてくるでしょうが。コンコンと叩いて。それ以外は鶴嘴は使わんから。坑木を使うときは、叩いてこうほら、締めたりなんかするとき以外は〔鶴嘴は〕使わん。」（井上秀二） （前掲「軍艦島の真実」）

これは、端島の炭層は十分厚く、「人間が這って掘る」ような場所はどこにもないという指摘が一点、もう一点は鶴嘴は採炭には使わない。ピックで掘るという指摘である。松本も井上も、戦時中から端島炭鉱で測量に従事しており、この勝負はあったようなものだが、念のため、軍艦島デジタルミュージアムほかの解説を引用しておきたい。

「端島（軍艦島）には狭い場所を一人で掘り進む採炭現場は構造上ありません。」

（「軍艦島デジタルミュージアム」解説）

「炭塵爆発に備え、安全で効率的なコールピックを使用。…戦時中も、端島炭坑は機械化が進んでいた近代的な炭坑で、ツルハシでの採炭は行っていません。」

（前掲「軍艦島の真実」所収）

終戦時の会社対応

端島にいた朝鮮人戦時労働者は終戦後、どのように帰国したのだろうか。

この点に関する彼らの証言は、端島炭鉱が帰国船を用意してくれたかどうか、また金品を受けたかどうかで大きく異なっている。

まず、会社が帰国船を用意してくれなかったので、自分たちでお金を出し合い、帰国船をチャーターしたという証言から紹介する。

「会社はわれわれを帰国させる手立てを何もしてくれなかった。そこで陰曆の八月に、家族連れの同胞が手配した闇船に乗って帰ったのだ。まさに乞食のような格好で……。屋根もない小さな船で、いくら払ったかは覚えていないが、三、四〇人が少しずつ金を出し合った。希望者が全員乗ることはできなかった。」

（田英植（長崎・端島）、『軍艦島に耳を澄ませば』52頁）

上記の証言は、「会社はわれわれを帰国させる手立てを何もしてくれなかった」というものだが、一方にはそれとは逆に会社側が帰国船を用意してくれたので、それに乗って帰国したという証言も、複数存在するのである。

「解放されて家に帰るとき、私たちが乗る船は炭鉱会社の倭人が手配しました。倭人が端島に船を着けておいて全員が乗れと言いました。樺太から来たものが全員、小さな漁船に乗りました。（中略）端島を出るとき、給料などと言うものは受けていません。（中略）生きて家に帰ることだけがその時は望みでした。給料どころではあ

りませんでした。」(文甲鎮(長崎・端島)、『原爆と朝鮮人』7、239頁)

「日本人がポンポン船のような小さな船を用意してくれて、五島経由で馬山に着いた。一九四五年十一月五日のことだ。(中略) 帰国のときに炭鉱が五〇円くれたが、馬山で泥棒に遭い、一文無しになった。」

(崔璋燮(長崎・端島)、『軍艦島に耳を澄ませば』46頁)

上記の証言は、会社が帰国船を用意してくれ、それに乗って帰国したという点では共通しているが、帰国の際に一時金を受け取ったか否かで見解が分かれる。尤も、崔が受け取ったという50円という金額にしても、一時金として会社が全員に支払ったものなのか、それとも崔に対する貯金の払い戻し金なのかは、証言だけでは判断できない。また、「端島を出るとき、給料などと言うものは受けていません」と証言する文にしても、「生きて家に帰ることだけがその時は望みでした。給料どころではありませんでした」と述懐しているところから見ると、給料の未払い金はそのままにして、もしくは貯金の払い戻しを受けることもなく、あたふたと帰国した可能性もあり、会社は支払いを拒絶したとは一概に判断できない。

しかし、会社が帰国船を用意し、実際にそれに乗って帰ったという証言が複数ある以上、帰国船については端島炭鉱が用意したことは間違いないと言える。

このことは、端島炭鉱の外勤係だった小迫政行の、次の証言によっても裏付けられる。

「中国人も朝鮮人も[会社が] 送り帰したとたい。他の炭鉱では朝鮮人が暴れたりしたが、端島だけは船が出るとき<サヨナラ、サヨナラ>と手を振ったそうですたい。」

(小迫正行(長崎・端島)、『原爆と朝鮮人』2、78頁、『軍艦島に耳を澄ませば』70頁)

では何故、これと矛盾するような、「会社はわれわれを帰国させる手立てを何もしてくれなかった」という証言があるのか。この疑問については、以下の証言を読むと氷解する。

「八月の終わりに帰国しました。長崎から船が来ると言っていましたが、全然来ないので発動船に木船をひかせて三日かかりで釜山に還りました。(中略) 会社が用意する船は来ないので、たいがい、わたしたちのような船で帰国したと思います。帰国するときに米二升、大豆一升をもらっていきました。途中の島にも寄りました。この船では一〇〇人くらい帰ったと思います。」

(金先哲(長崎・端島)、『軍艦島に耳を澄ませば』38-39頁)

「とにかく早く帰りたかった。しばらくして闇船でも何でもよいから仲間たちと話し合っ、木造船を見つけたが、小さ過ぎて不安だった。…お金を出してそれを借りることになった。(中略) 船長にいくら払ったかはもう覚えていない。会社が手配したのではなく、お金をもらったこともない。」

(朴準球(長崎・端島)、『軍艦島に耳を澄ませば』58頁)

「八月十五日、解放を迎えたが、わたしらは四カ月後の十二月になって、やっと帰国できたのさ。それぞれが出し合ったお金で、闇船を五隻買って、六〇〇人ぐらいの人間と一緒に韓国へ向かったんだ。」

（尹椿基（長崎・端島）、『百万人の身世打鈴』400頁）

つまり、会社側は帰国船を用意したのである。ところが、帰国にはやる朝鮮人の側がそれを待つことが出来ず、自分たちで金を出し合って闇船をチャーターしたことが、上記の複数の証言から判る。ということは、自分たちで闇船をチャーターできる位の金は、各自が所持しており、しかも会社に未払金を請求することより帰国を優先させたということは、未払金は僅かの金額でしかなかったということの意味していよう。

また、「他の炭鉱では朝鮮人が暴れたりしたが、端島だけは船が出るとき〈サヨナラ、サヨナラ〉と手を振ったそうです」という小迫（端島炭鉱外勤係）の証言を引用したが、この点に関しても、それを裏付ける元島民の証言がある。

「結局、終戦になって団体で帰したですもんね。樺太から応援に来たり、中国から来た人は、全部、団平船〔原注：石炭などの運搬船〕って言って大きな船のあるとですよ。（中略）それを2艘か3艘引いて、端島小学校に全部集めて、韓国のそういう人も。…朝6時から集合して、全部見送ったとですよ。…このお別れというのはものすごく悲しきとき、船でお別れするときは。（中略）手をこう振るでしょうが、相手もまだ降りよるでしょう、こう。それが帰って、ようやく見えんごとなって家に帰るというか」（井上秀士、加藤康子「井上秀士さんのこと」、「軍艦島の真実」所収）

以上、多岐にわたる論点を検証したが、端島をめぐる朝鮮人戦時労働者の「証言」はいずれも、当時をよく知る元島民によって実証的に論破されており、第三者の目から見ても元島民の証言に軍配が上がることは明らかだ。

高島のところでも言及したが、端島と高島には独特の文化というか一体感があり、それは日本人と朝鮮人を一切差別しないものだった。最後にそのことに言及した元島民の証言を紹介しておきたい。

「僕が長い間組合運動をしてて、同じ筑豊のね、古い幹部なんかと話すとな、若い時の炭鉱はこうだった、ひどかったという話は聞きましたよ。…端島ではね、〔ひどかったという話は〕聞かないんですよ。これは不思議ですね。そういうのが、僕がおる間に一回も話題になったこともないですもんね。（中略）端島は非常に家族的な島だったからですね、会社関係もですね、ある意味では労使って意味を外れて、端島という関係の中でね、いろんな問題の解決をしようという、そういう機運が会社側にもありましたね。」（多田智博）

「醤油がなかったら、隣に行って借りて来る。米がなかったら、また後で払うから。そんな生活ですよ、お互いに助け合うて。それで鍵かけたことない、泥棒なんていないですから。（中略）端島から出た人は、…電気代、家賃、家、水道代、全部払わなあかんでしょう。端島だったら、それが全然ないですからね。端島はええとこやったなあて。私はずっと小さい時からおるから、誇りに思ってますけどね」（尾崎英）

「一生住みたいって。それくらい端島はいいところだったんですよ。（中略）日本の方も朝鮮の方も、差別なんかなかった。」（小林春江）

「端島の人たちが中国や朝鮮の人を差別したり、リンチにしたりしてたって？ 冗談じゃなかよ。（中略）同級生の中には名前から朝鮮の人だなとわかる子もおったけど、差別はなかつた。現に私、李さんという女の子と大の仲良しでしたから。互いの家を遊び場にして、鬼ごっこしたり、ゴム跳びしたりしてました。（中略）大人も差別はしていなかつた。だって親が差別していたら子どもも影響を受けるでしょう。…でも、私、一度も「朝鮮のこと遊んじゃいかんよ」とか、「あそこの家は日本人じゃないから」といった話は聞いたことなかつたです。」（安達清子）

3 長崎造船所（三菱）、広島造船所（三菱）

高島・端島と比較して、同じ三菱が経営していた長崎造船所に徴用された朝鮮人戦時労働者の境遇はどうだったのだろうか。

長崎造船所の待遇が、端島よりよかったと思われる点の一つは、食事の中身である。

例えば、端島から長崎造船所に転勤になった前掲の徐正雨は、端島では「食事は豆カス80%、玄米20%のめしと、鰯を丸だきにして潰したものがおかずで、私は毎日のように下痢して、激しく衰弱しました」（前掲『原爆と日本人』2、71頁）と言っていたにも拘らず、長崎造船所の食事に関しては、次のように対照的な評価をしている。

「食事は端島とは段違いで、白米に馬肉、鯨肉も出ました。」（同上、72頁）

これは本人の供述だけでは、俄かには信じがたいところもあるが、同じ長崎造船所に徴用された朴正泰と金成洙も同様の証言をしていることから、事実と認められる。

「ご飯は雑穀ではなくて、米の飯でしたよ。おかずは大したものではなくて、“タクアン”だったり、チャプチュ（野菜と春雨の炒め物）みたいなものも出ましたよ。」（朴）

「食事内容はその時は戦時だから、運のいい日には白ご飯が出る時があって、普段は豆かすご飯が出てきて、魚も出てくる時があった。腹いっぱいになる食事量ではなかった。」（金）

（日帝強制動員被害者支援財団翻訳叢書5（口述記録集）『広島・長崎強制動員被害者の原爆体験—我が身に刻まれた八月』日帝強制動員被害者支援財団、日本語版（2020）、479頁。前掲『原爆と朝鮮人』7、2014、108頁）

金によれば、毎日のことではなかったようだが、「雑穀ではなくて、米の飯」（白米）、ましてや「馬肉、鯨肉」というのは、前述した端島や高島の多くの証言には皆無である。

ここで、比較のために同じ三菱の広島造船所も見ておきたい。驚かされるのは、高島・端島と比較して、恵まれていたように見える長崎造船所と比べても、広島造船所は更に恵まれていたように見えることである。次の証言を読みたい。

「広島にいらした間に、記憶に残っていることはありませんか？ ある人は「広島は果物がおいしくて、果物がたくさん出た」とおっしゃってましたが。」

「ああ、ミカン。ミカンの配給がたくさんありました。ミカンの配給が、一人当たり、およそ100個余り出ました。（中略）韓国でもたくさん食べました。家が精米所でしたから、父がそんな物をたくさん買って来ました。田舎でも暮らし向きはいい方でした。…広島でもミカンをよく食べました。皆もよく食べました。そのミカンが、また甘くて美味しいんです。このように、酸っぱいとか、そんなことがない。それが月1回ないし2回、配給されました。」（洪性益、翻訳叢書5、149頁）

証言者の洪が徴用されたのは1944年10月、戦争末期である。全国の他の炭鉱では食料不足で日本人も含め、一様に苦しんでいる時に（ミカンの皮を拾って食べただけで殴打されたという証言すらある）、広島造船所ではこのように、朝鮮人戦時労働者にもミカンが大量に配給されていた事実がある。

厚遇は、食事だけではなかった。長崎造船所では、すぐに仕事をさせるのではなく、次のような歓待を受けていることも確認できる。

「連れて行かれて、すぐには仕事をさせられませんでしたよ。彼らは、紳士的に接してくれましたね。ひと月、ふた月くらいは遊ばせてくれましたよ。1カ月くらい休んで、工場などを見学させるんですよ。ええ、これは何工場だ、何工場だ、また兵隊達が自由に三菱の運動場に行って運動をしているところも見学しました。また、韓国の芸術団、言えば劇団ですよ、劇団や、今で言えば昔の歌手…を呼んで、市の“劇場”に連れてきて見物させてくれましたよ。ひと月ほどはそうやって気楽に過ごし、その後、仕事をさせられたんです。」（同上、474-475頁）

このような歓待も、端島や高島の証言には絶えて見られないところである。

ただ、長崎造船所と雖も、無制限の「外出の自由」はなかったようである。「勤務が終わると、自由に市内に出て、遊んだりできましたか？」との質問に対し、同じ証言者（朴正泰）はこう答えている。

「いや、それは〔自由に市内に出て、遊んだり〕できません。宿舎にまっすぐ帰って、市内に夕方出かけようとするすると兵隊が歩哨に立っているでしょう。そこに行って私達の中隊、第一中隊長の命令書をもって、宿舎の正門に行ってみせると、市内に遊びに出られました。いつでも勝手に出られたら、そんなことをしたら、皆逃げてしまいますよ。」（同上、480頁）

にも拘らず、朴本人は外出が可能だった。その理由について、朴（日本名は香山）はこう証言する。

「私はまじめで正直だと思われているので、1中隊の同期の者達が「なんだ、香山は黙って出してやれよ、こいつは正直者なんだから」と言うんですよ。私に対する応援というか支持は多かったです。だから私が正門に行くと、そのまま通過ですよ。「遊んできます」と言うと、「行って来い」と言われました。」（同上）

このように外出は誰にでも可能というわけではなかったが、上司に信用があれば可能だったようである。長崎造船所の徴用工が端島・高島に比べて恵まれていたと思うのは、上記の朴以外にも、外出先の飯場でたらふく食っていたという、金成洙（日本名は金本）の次のような証言もあるからである。

「休みの日に市内に行くと、時には芋を買い食いして、ちょっと面白いこともあった。(中略)造船所では、一番親しかった。その男が、休みの日に私に向かってこう言った。「金本、一緒に遊びに行こう。」(中略) 12時近くまで歩いたら、そこに“飯場”があった。(中略)「おばさん、飯を一杯食わせてくれないか？」こう言うと、おばさんが「ついて来な」と言うんだ。ついて行くと、まるで自分の家みたいだった。戦争中なのに、牛の肉とあばら肉が吊るしてあった。それからマッコリが、こんな壺に二つも作ってあった。「飯を一杯下さい」と言うと、ご飯を一杯ずつよそってくれて、牛肉も焼いてくれた。牛肉を鍋で焼いてくれて、2人で腹一杯食べたよ。帰る時に金を払おうとすると、「私にもあんたぐらいの弟がいるから、金をもらうわけにはいかないよ。いいから帰るな」と言うんだ。それでそのまま帰ってきたよ。(中略) そうやって、何度も遊びに行ったよ。1カ月に2回。第1と第3の休みの日に行った。」(414-415頁)

因みに、広島造船所では次のような証言があり、休日だけでなく、工場で「帰郷証」を出し、3～4日の外出許可を出したこともあったようだ。広島造船所の場合は、上記の長崎造船所と比べても、更に恵まれていたと言える。

「日曜日は休みでした。…具合が悪い時は病氣届を出して、出なくてもよくて。…それほど拘束はされなくて、ある程度自由が許され、処遇もそれほどひどくはありませんでした。だから逃げなかったんです。ひどければ逃げましたよ。そこにしがみついている必要はありませんから。」(洪性益 (広島・造船所)、翻訳叢書5、143頁)

「休日には、自分達の好きなように遊んだ。日曜日ごとに遊んだよ。」(李熙烈 (広島・造船所)、翻訳叢書5、166頁)

「休日はあった。…工場で3、4日休みをくれて、ちょっと休んで来いと。それで「帰郷証」を持って田舎に行くんだ。…食べ盛りでいつもお腹がへっているから、田舎に行って仕事を手伝って、飯でも食わせてもらおうと。(中略)それで3人一緒に船に乗って、田舎のどこかに行ったんだ。(中略)待遇はよかった。年寄りたちは「仕事はしなくていいよ」と。「お国の為に外国から来てこんなに苦勞しているんだから、仕事をせずに遊んで食べて行け」と。2人の老人が働いているのに、遊んでられるかい？ 麦の刈り取りをしたり、脱穀もしてあげた。そうすると夕方には風呂に湯を入れて「入れ」と、手ぬぐいまで用意してくれて。よくしてもらったよ。(中略)期日になると広島に戻って。帰る時には、おじいさん、おばあさん達が果物やサツマ芋を大きな風呂敷に包んでくれて。(中略)お年寄り達は本当に親切だった。「工場に戻ったら仲間と分けて食べる」と風呂敷に一杯持たせてくれたんだ。船に乗ると、見えなくなるまで手を振ってくれた。本当に。」

(洪順義 (広島・機械製造所)、翻訳叢書5、36-37頁)

但し、賃金については長崎造船所も、端島・高島と大差ないようである。ここでは、「賃金ゼロ派」はいない。朴正泰は「月給はありませんでした」と証言するが、これもよく見ると、次のように「賃金小遣派」である。

「月給はありませんでした。月給といっても、飯を食わせてくれて、タバコみたいなものをくれたりするじゃないですか。ええタバコが配給されました。皆に配給されるので、月給はなく、月給と言っても、今で言う小遣いみたいなもので、いくらありませんでした。わずかなお金ですよ。今で言うと（韓国の金で）10万ウォンぐらいでしようかね。（中略）現在で言えば、約5万ウォンぐらいになりますか。」

（同上、481-482頁）

今の韓国のお金に換算して10万か5万ウォンと言っているが、日本円で月1万円か5千円程度の感覚だろう。確かにこれでは、「小遣い」程度の額でしかない。

次は金成洙の証言だが、こちらも「賃金取得派」というより「賃金小遣派」の部類だろう。

「給料は、とにかく奴らの規定通りに受け取った。そう、直接もらったよ。皆にやっていた。間違いなくやっていた。あの頃は、総動員令が下りていたから、給料と言ったって雀の涙ほどしかくれなかった。…会社で“国民貯蓄”とか何とか言って。それをすると言って、一部を天引きしていた。」（同上、413-414頁）

賃金の額を具体的に述べたのは、金鐘述である。

「一日、俺達は1円50銭。食事代ぐらいのもんだ。いくらもなかったよ。1カ月経つと、一日1円50銭の勘定でくれたよ。金をもらおうと、その金で預金もし、あれもこれもして、腹がへったら、休みに出かけることもあったし。…好きなように出かけた。出かけてうどんを食べたり、おでんも買って食べた。だから飯代を差し引いて、それで1円50銭だ。（中略）〔家内に〕送る金がどこにある。1円50銭ぼっちの金で、送れるもんか。」（同上、375頁）

一日1円50銭は、一か月だと20日出勤で30円になる。これは、「給料は一カ月三〇円で、仕事の量によっては五〇円ぐらい」とした端島のD証言（尹椿基）に近い。

ところが、同じ長崎造船所に徴用されていた日本人の溝田正壽の賃金は、上記の証言とは途轍もなく落差があって驚かされる。

「造船所工場の月給は二六五円だった。当時は路面電車が五円、映画は一円ぐらいではなかったか。（中略）三菱は退職金を一万円送ってきていたと親に聞いた。戦争が終わって一年半ぐらいしてからではないか。やっぱり会社が大きいからこれだけ（の金額）でるのだらうと思った。」（溝田正壽、原爆と朝鮮人7、90頁）

朝鮮人が月額30～50円の賃金だった時代に、日本人は265円だったというのだ。朝鮮

人の実に5～8倍にもなる。これをどう解釈すべきなのか？ 朝鮮人と日本人の賃金には、それほどの圧倒的落差があったということなのか、それともどちらかの証言が間違っているのか？ 他に比較検証すべき証言もないので、この点は疑問としておく。

第二部

特筆すべき炭鉱の事例

第二部では、全国の炭鉱の中から特筆すべき証言の事例を、都道府県・炭鉱別にピックアップして示す。

【樺太】

塔路炭鉱（三菱）

親戚などを頼って日本に個別に渡航し、樺太にあった塔路炭鉱（三菱経営）の内地での募集に応募した、金鐘火（1941年5月から11月まで半年間、会社直属の支柱夫として働いた）と黄義学（1942年から2年間、組長をしていた叔父の下で坑内夫として働き、その後1944年8月に閉山のため、徴用で端島に配置替えとなった）の証言は、他の多くの証言とは甚だ様相を異にする。

最大の相違は、彼らが「自由労務者」であり、戦時動員計画に従って集団渡航した朝鮮人戦時労働者と比べて、就業・罷業の「自由」があった点である。例えば、逃亡もすることなく、半年で円満に炭鉱を辞めた金は、その理由を次のように述べている。

「五月から一一月まで働いたんですがね。一一月でやめたのは、とつてもいられないからです。びしょぬれになるんでとてもからだもたないと思ったんですよ。タコ部屋¹⁹や朝鮮から直接つれてきた人たちより自由はあるんだが、このまま一年いたらからだもたないと思って、一〇月から一カ月がかりで労務係に交渉した。自由に応募したんだから自由にやめても会社としては仕方がないわけですね。」（朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行・強制労働の記録—北海道・千島・樺太篇』現代史出版会、1976、406頁）

では、彼らは「朝鮮から直接つれてきた人たち」とは、待遇がどう違ったのか。金は「外出の自由」があったことを指摘している。

「朝鮮から直接つれてこられた人たちは、会社直属でも、募集ではいった私とはちがうんです。私は日本人といっしょで、ある程度自由があって、仕事が終われば町にもいくが、その人たちは全く自由がない。外へ出るときもかたまって班長というのに引率されてゆくんです。」（前掲『朝鮮人強制連行・強制労働の記録』、405頁）

ここでいう「朝鮮から直接つれてきた人たち」は、会社が朝鮮半島に直接出向き、集団渡航で動員した朝鮮人戦時労働者を言い、自由募集・官斡旋・徴用の全てを含むと思われるが、いずれにしろこうした集団渡航組には全く自由がなく、外出も班長が集団で引率したが、日本に個別に渡航し、内地での募集に応じた自由労務者には、日本人同様に「外

出の自由」があったというのである。組長をしていた叔父の下で働いていたという黄は、更に次のように驚くべき指摘をしている。

「私が塔路炭鉱でした仕事は坑内の石炭掘りだった。(中略)叔父さんが四人組を引率して仕事をしていて楽だった。端島に行っても叔父さんが親方をした。(中略)仕事にはノルマがあった。組ごとに掘り出さなければいけない石炭の量が決められていたのだ。だが、その日の受取分を二時間、三時間で全部掘ってしまえば後は坑内で寝ていても大丈夫だった。

休みの日もあった。休みの日は、何もすることはなく、お腹が空いて叔父さんの家でおばさんにはったい粉を食べさせてもらった。(中略)

塔路炭鉱で働いている時に事故にあって怪我をした。(中略)助け出されて炭鉱の病院に一ヶ月か入院して助かった。その入院している間もお金はくれた。就労中の事故だったからだと思う。」(『原爆と朝鮮人』第7集、2014.3、241-242頁)

この黄の場合は、組長をしていた叔父の下で働いていたという事情もあるのだろうが、「楽だった」とか、ノルマを果せば「後は坑内で寝ていても大丈夫だった」という証言は、他の証言には絶えて見られない、と言っているほどである。

こうした自由労務者だけを対象にした研究は未だないようだが、西岡力によれば、1939～45年に日本に渡航した朝鮮人約240万人中、戦時動員されたのは約60万人に過ぎず、残りの180万人は出稼ぎ目的の短期労働移民だった。つまり、戦時期に朝鮮から日本へと移動した朝鮮人の3倍に当たる180万人は、自分の意思で個別渡航した自由労務者だったのである²⁰。そのように圧倒的多数を占めた存在を抜きにして、朝鮮人戦時労働を語るのはフェアではあるまい。

【北海道】

手稲炭山(三菱)

札幌にあった手稲炭山にいた崔基鎬は、自由労務者ではなく、外地(朝鮮)での募集に応じて集団渡航した朝鮮人戦時労働者の一人だが、非常な高賃金だったことを次のように証言している。

「待遇は、一般の事務職より約三倍程度高額の給与が与えられ、月平均給与額は一二〇円程度。作業はほとんど採鉱器を活用、削岩機・ドリル・トロッコが使われた。重複勤務の希望が多く、八時間制の三交替で一般的傾向として月間約一〇日、または一五日が重複勤務の場合、割増金を合計すると、月間一八〇円から二二〇円の支給額となったから、事務局、または本籍地の労働者の、約四倍ないし五倍以上の厚遇であった。また、夜間勤務には、勤務時間割増制もあって平均六時間程度であった。」(崔(2004)、44頁)

賃金については、端島にいた金先玉の60～90円という額を第一部で紹介したが、これはそれに比べても非常に高額で、筆者の見た証言でこれに匹敵する高賃金を証言した者

は、他にいない。しかし、北海道の日曹天塩炭鉱で朝鮮人戦時労働者の賃金表を発見した長谷亮介によれば、1945年6月分の「彼らの平均月収は125円3銭」だったというから²¹、炭鉱を異にするとはいえ、上記の崔証言を一次史料が裏付けた格好である。

朝鮮人戦時労働者の賃金は、従来一般に「証言」されてきたよりも遥かに高かった可能性がある。（「証言」の性質上、自らの賃金をかなり低めに言い、或いは賃金を全く貰わなかったように言うのは通例であり、「証言」は常に一次史料と照合しつつ、慎重に吟味する必要がある。）

崔はまた、前述の塔路炭鉱の金鐘火の証言とは異なり、「朝鮮から直接つれてこられた人たち」にも外出の自由があったことについて、次のように証言している。

「手稲炭業所への就業後も、休祭日は自由に札幌市内に繰り出し、ショッピングはもとより函湾での船遊びまで楽しんだ。」(同上、38-39頁)

特にこの証言は、彼らが未婚女性の羨望の的であったことや、冠婚葬祭を理由とした一時帰国が認められたことも記しており、注目される。

「一般の独身者には、寮などが無料で提供され、世帯持ちにはとくに独立の平屋建てが一戸ずつ提供されたから、本籍地または現地の未婚女性たちの結婚相手としても人気があったのは当然であった。応徴中でも冠婚葬祭には、故郷の南朝鮮・忠清道などと往復するための休暇を与えられた。一カ月間の休暇を与えられ、帰郷した例も見られる。」(同上、44-45頁)

崔のような証言は（少なくとも既存の文献に徴する限り）滅多に見られないが、これは例外的現象に過ぎないのか。それとも、こうした証言が意図的に抑圧され、表面に出ていないだけの話なのか、こうした点について今後考察を深める必要がある。

【秋田県】

尾去沢炭鉱（三菱）

募集に応じて集団渡航した朝鮮人戦時労働者に「外出の自由」があったことは、秋田の尾去沢炭鉱で飯場に朝鮮人人夫を提供していた朴泰位の娘である朴米子も、次のように証言している。

「連行されて尾去沢炭山に来た中国人は寮に入れられてまったく自由がないようでしたが、朝鮮人は飯場とか家から通っていたから、午後五時ごろに帰ってくるとご飯を食べ、その後は町に出てぶらぶらしていましたよ。戦争が始まってから尾去沢炭山に来た人は募集で、独身者ばかりでした。」(野添(2005)、131頁)

【福島県】

好間炭鉱（古河鉱業）

福島県いわき市で古河鉱業が経営していた好間炭^{よしま}鉱は、証言も多数あるのだが、中に

は証言内容の大きく異なっているものがあり、戸惑うことが多い。

例えば、食事についてであるが、1942年に官斡旋で渡日し、好間炭鉱で採炭作業をしていた鄭楽源は次のように証言する。

「最初の3日間は米が入った飯を食べられたけど、1週間も過ぎると、殆ど麦だけのご飯で、そこに細かく刻んだカジメ〔海草の一種〕が40%以上入っていました。米は10%ぐらいです。おかずは生味噌がちょっとあるぐらいです。ご飯そのものが腹いっぱい食べられないから、1時間も過ぎると、腹が減ってしょうがないのです。（中略）それに耐えられなくて、夜中に裏山を越えて逃走する者もあれば、逃走中に捕まって叩かれて全身腫れ上がって約2か月入院する者もいました。今思い出しても身体が震えます。 同じ郡から来た者の半分ぐらいが逃げました。」

（鄭楽源、山田（2012）、18（231）頁）

だが1943年6月、同炭鉱にきて同様に採炭作業に当たっていた李七星（仮名）の証言は、次のように鄭の証言とは全く異なっているのである。

「我々がいた炭鉱は模範炭鉱と言われ、大きな事故はなかった。（中略）ご飯も十分に与えられた。主に麦が沢山入った雑穀飯を器によそってくれた。朝鮮で庶民が食べる飯よりよかった。たばこ、酒も出たが、月給から差し引いたのか、引かなかったのかはよく覚えていない。」（李七星、龍田（2009）、111頁）

「ご飯そのものが腹いっぱい食べられないから、…腹が減ってしょうがない」という鄭と、「我々がいた炭鉱は模範炭鉱と言われ、…ご飯も十分に与えられた」「朝鮮で庶民が食べる飯よりよかった」という李と、果してどちらが正しいのか。

鄭の証言は、朝鮮人戦時労働者の圧倒的多数に見られる典型的なものだが、李の証言は「模範炭鉱と言われ」と断っていることから窺われるように、当時としては例外的と言っているものかもしれない。だが、好間炭鉱が「模範炭鉱」で「例外」だったとしても、鄭の典型的証言を根拠に、それを否定することは出来ない。というのは、同じ炭鉱にいた金先鳳が、李の証言を支持するもう一つの証言をしているからである（金先鳳は帰国後の1948年に死去し、子息の金周讚が父親から聞いた話として証言）。

「炭鉱ではご飯は白いご飯を腹いっぱい食べられたと言っていた。」

（金周讚、龍田（2009）、125頁）

よって、この金や李の証言が正しいとすれば、「ご飯そのものが腹いっぱい食べられないから、…腹が減ってしょうがない」という鄭の証言は、偽証だということになる。

では、他の炭鉱では頻発していたという、逃亡に失敗した場合の虐待や私刑についてはどうだろうか。前述の鄭は、次のように言う。

「労務係は「この人間は夕べ逃走中捕まえられた。皆もこういう目に会いたくなかつ

たら、逃走しちゃいかん」と言って何百人が見ている前で、交替でベルトで頭から尻から足から叩いて、顔や身体全体が腫れてくるのです。最後には痛みも感じなくなるそうです。口もきけなくなります。それから炭鉱の病院に連れて行きます。そこで診てくれる人はいないでしょう。食事は半分に減らされます。だんだん痩せてきて、治らないとなると、故郷に送還です。もう何十人もこういう例を見ているから、うっかり逃げる気は起こせません。叩くのは死ぬ一歩手前で止めて、送還します。叩かれて死んだ例はありませんでした。」(A 1) (山田(2012)、18(231)頁)

つまり、これは好間も他の炭鉱同様だったという証言である。ところが前述の李は、ここでも鄭とは百八十度反対の証言をしているのである。

「模範炭鉱ということで、殴るとかの非人間的な取り扱いはなかった。ときどき偉い人が来て、食事を検査したり、仕事をしているのを見廻った。」(龍田(2009)、111頁)

一方は「何百人が見ている前で、交替でベルトで頭から尻から足から叩いて、顔や身体全体が腫れてくる」「叩くのは死ぬ一歩手前で止めて、送還します」と言い、他方は「殴るとかの非人間的な扱いはなかった」と言う。同一の炭鉱でありながら、全く異なった証言をしているが、果してこれはどちらの証言が正しいのか？ 李は何か思うところがあって、日本側に媚びた証言でもしているのだろうか？

しかし、ここにももう一人、「殴るとかの非人間的な扱いはなかった」と主張する李を支持するような証言がある。韓広熙の証言である。

「悪いことをしなければ、罰せられるようなことはない。反抗などということとはとてもないことだった。当時、…大きな朝鮮人の暴動があったとかの話は聞いたことはない。悪いことをしなければ、特に過酷だということとはなかった。」

(韓広熙、龍田(2009)、109頁)

「殴るとかの非人間的な扱いはなかった」「特に過酷だということとはなかった」ということを、好間炭鉱にいた複数の朝鮮人戦時労働者が証言している事実は重要である。というのは、一般に言われているような(鄭の証言もその一つ)逃亡時の過酷なリンチは、少なくとも好間炭鉱ではなかった可能性が高いことを、示唆しているからである。「悪いことをしなければ、罰せられるようなことはない。反抗などということとはとてもないことだった」という韓の証言は、当時の一般的な朝鮮人戦時労働者の態度を示すものではないか。

では、過酷なリンチがあったという鄭の証言は、全くのデタラメなのだろうか。鄭には実は別の証言もあって、鄭はここでは、「叩かれて死んだ例はありませんでした」という先ほどの証言(A 1)とは全く矛盾したことを、平気で言っている。

「責められても白状しない(でいる)と、石炭ストーブで熱した火ばしを、顔や手、腿に押しつける。死ぬ程、悲鳴を上げるが、居合わせる同胞で、止める者は独りも

いない。時には死ぬ人も出るが、殺されても一言いう者もない。（中略）こんな風で、フラフラになって逃げるのだから、逃げおこせる見通しもハッキリない。見つかって引き戻されたものの、折かんでストーブの前に立たせ、背後から蹴って半焼きにしたり（三人はそれが元凶で死んだ）の扱いを受け乍ら、それでも逃走は絶えることがなかった。」（A 2）（石田（2009）、108-109頁）

前に引用したA 1の証言は、山田昭次が1975年8月8日に聴取したものである。これに対してA 2の証言はそれよりも古く、石田真弓が「一九七二年の春から冬にかけて」聴取したものである。両者の証言には3年の間隔があるが、鄭自身がこれを体験した時点からは既に30年以上の時日が経過しており、それを考えればほぼ同時期のものだと言っているだろう。それなのに鄭は、一方では「時には死ぬ人も出る」「三人はそれが元凶で死んだ」と言いながら、他方では「叩かれて死んだ例はありません」と証言しているのである。

折檻の方法もA 1とA 2では全く異なるが、ここではそれは不問に付すとしても、逃亡に失敗して折檻を受けた結果、死人が出たか出ないかという重要な問題で、全く矛盾することを平気で口にする鄭楽源の証言は、その信憑性自体が根底から疑われて然るべきである。

好間炭鋳の証言を、別の事例でも検討してみよう。当該炭鋳の朝鮮人戦時労働者には、外出の自由はあったのだろうか。外出について証言したのは、李を含む次の二人である。

「日曜は休みなので、公園の様なところで遊んだりした。どこかに出かけるときは外出証を出してもらわねばならなかった。酒も買って飲んだ。外出しても二〇里以上離れることは出来なかったし、どんな奴に捕まるかもしれないので逃亡する考えはなかった。店には行っても買うものがなかった。海藻で作ったムクのようなものを売っていたので買って食べたことがある。」（李七星、龍田（2009）、111-112頁）

「休みの日には果樹園に行って、こっそりリンゴやナシを採って食べて、捕まると怒られた。市場に行って馬肉を買って食べたこともある。アルコールを水で薄めたものを買って飲んだこともある。」（韓広熙、龍田（2009）、109頁）

李によれば、外出するには「外出証」が必要だったが、休日に外出する自由はあったようである。好間炭鋳の証言者の中で、外出の自由がなかったと証言した者はいない。李の証言の正しさは、韓の証言によっても裏打ちされていると言えよう。先ほどの鄭楽源とは異なり、李の証言は十分信憑性があると言える。とすれば、「我々がいた炭鋳は模範炭鋳と言われ、…ご飯も十分に与えられた」、「模範炭鋳ということで、殴るとかの非人間的な取り扱いはなかった」という李の証言も、事実である蓋然性は高いことになるだろう。

好間炭鋳でもう一つ注目すべき証言は、同炭鋳に動員されていたが帰国後に亡くなった金先鳳の遺族・金周讚（子息）による、賃金の送金に関する証言である。

「父からの送金は毎月一〇円から二〇円を必ず送ってよこした。父は酒も飲まなかった。送金は梧倉にある郵便局に送られ、お札は特別なにおいがしたのを覚えている。

もらったお金をためて、土地を買った。一、〇〇〇坪ぐらいだ。」

（金周讚（金先鳳遺族、福島・好間）、龍田（2009）、124頁）

一般的に朝鮮人戦時労働者による送金は、故郷に届いたかどうか判らないというケースが多いのだが、この場合は届いていたこと、それも買った土地の広さ（1,000坪）からして、相当高額の送金であったことが遺族の証言により判明する。金先鳳（父親）は「毎月一〇円から二〇円を必ず送ってよこし」、息子は「もらったお金をためて、土地を買った」という。幾らで買ったか判らないが、金（父親）は1943年頃に動員されているから、約2年間同炭鉱で働いていたことになる（1年8ヶ月～2年8ヵ月）。平均毎月15円送金したとして、単純計算すれば360円（15×24）位にはなる。単純な比較は出来ないが、現在の日本で1,000坪の土地を買おうとすれば、一番安い田舎の物件でも坪単価1万円として1,000万円相当の金額になる。朝鮮人戦時労働者の送金は、届いていればこれ位の価値になったということを示す、実際の事例である。

以上、様々な証言を引用したが、好間炭鉱の事例は、正に「あるべき姿」としての炭鉱の事例と言える。食事、人間的な取扱い、外出の自由、送金、そのいずれを取っても正に「模範炭鉱」に相応しい境遇であったと言える。しかも、そのことを朝鮮人戦時労働者自身の証言によって確認し得た。こういう炭鉱ばかりなら、何も問題は起らない筈であるが、全国の炭鉱の実態はどうだったのか？ 他の炭鉱についても同様の検証が必要である。

常磐炭鉱（入山採炭・磐城炭鉱）

常磐炭鉱は、1944年3月に入山採炭と磐城炭鉱が合併して出来た、日本有数の炭鉱の一つである。賃金については、既に序論2（同一の炭鉱で複数の証言者があり、証言内容が喰い違う場合）で証言を5例挙げて考察したので、ここではそれ以外の事項に関する証言を検証する。

常磐炭鉱の証言で参考になるのは、同炭鉱で半島労務管理の責任者をしていた木山茂彦の詳細な回想記が残っていることである。これと、常磐炭鉱にいた朝鮮人戦時労働者の証言を突き合わせることで判ってることがある。

例えば、日本側の理屈だが、木山は「一視同仁」という理想論では労務管理は出来ない、と次のように言う。

「一視同仁ということで、朝鮮人といっちはいけない。日本人だという思想、そういうことで学校で教わったとおり、全く、日本人となんら変わらなく労務管理をやりました。ところが、もうばくちは年中打つ。密造酒は造る。仕事に行くのは二〇パーセントで休むのが八〇パーセント。仲間同士でけんかはする。そのうちに、…逃走を企てる。今にして考えれば、よくも身体が続いたし、死ななかつたと思うのですが、寮にいて暴動を起こすのです。（中略）今にしてみれば乱暴な話ですが、一番騒いでいるのを労務課員がチョークで背中に印をつけておくわけです。言葉が分からないから、それ以外に方法がないのです。そして治まったところで、印のついているのを引張って、日本の特高警察に引渡す。そういうことは確かに奴隷扱いしたとか何とか、批判されてもいたしかたない面はあります。

けれども、今申し上げたように、私どもの立場からいくと、一視同仁をやると、そういうわけで仕事には行かない、ばくちをやる、けんかをやる、というわけです。そこで仕様がありませんので、今度は私の表現でいいますと強権労務管理を展開しました。」（木山茂彦「わが炭礦労務管理を語る」、『東北経済』64、1978.3、59頁）

「一視同仁」という理想論では、朝鮮人の労務管理はできない。博打は打つは、怠けるわ、喧嘩はするわで、仕事にならない。そこで「強権」を発動するしかないという現実論だが、この「開き直り」のように感じられる現実論も、この炭鉱にいた朝鮮人戦時労働者の次のような証言を見ると、当たっているところがあると言わざるを得ない。

「朝鮮人の場合は仕事がね、こわい〔つらい〕から苦勞したんじゃ無くね、結局現場へ行くと監督に怒られたり先山に怒られたりね、そういうことでほとんど仕事面白くなくて手につかない人が、もう半数以上だったんだろ。一カ月二十五、六日行くやつをね、大体十五、六日で済んじゃうとかね。そうだから仮病つかう人も中にはいるしね。あるいは本当に体悪くてね、病院でカルテもらって休んでいる人もいれば。」

（李八龍、長澤秀（1979b）、『朝鮮人強制連行論文集成』所収、1993、403頁）

しかし、木山も「強権労務管理」を必ずしもよしとしているわけではない。先ほどの続きの部分で、次のように言っているからである。

「強権労務管理をやると、たしかに就業率は九〇パーセントになる。…いわゆる野良休みなんていうのは許容しません。げんこつかませながら引張っていく。こういうことをやりました。ところが、これもだめとなりました。大変幼稚な話ではありますが、一視同仁もだめだし、強権労務管理もだめというわけで、今度は情愛労務管理とでもいいでしょうか、やはりヒューマン・リレーションズを充実する方法でなければいけない。つまり、「右手は父母のごとく、左手に剣を持ち」というような労務管理以外にないと、…たとえば当時四千人、最盛期には四千五百人くらいおったのを数班に分けて、その班ごとに野球の道具、それから朝鮮楽器などをたくさん買ってきまして、それでいろいろ野球大会をやらせたり、演芸大会をやらせたり、運動会をやらせる。それを絵葉書に撮りまして、それを朝鮮人のところへ、「お宅の御令息は今月はこれだけお働きになり、表の絵葉書のごとく非常に元気です。会社に貯金が幾らたまりました。御要望があればいつでもお送り致します。…」というわけで、「担当者木山茂彦」と判コを押して、毎月御家庭に送る。

それから、…指定の売春宿をつくりまして、そこで判コを押してその処理ができるようにしました。大体一週間に一度くらいでしたが、…これも私は思いやりのある労務管理だと思います。そういうことをやって、やや成功といいましようか、したんです。…しかし、一応成功したとはいっても、実際問題としては、やはり人種が違うということなのではしょうが、連中にはほとんど苦勞させられました。」

（木山、前掲「わが炭礦労務管理を語る」、60頁）

このように、試行錯誤を重ねた結果、木山は「一視同仁」でもなく「強権労務管理」でもない、「情愛労務管理」「思いやりのある労務管理」に辿り着いたようだ。これは、一方で福利厚生方面を充実させながら、他方では「げんこつかませながら引張っていく」、そういう硬軟両面を併せ持った方法のことをいうのだろうが、「連中にはほとんど苦勞させられました」と木山自身も言っているように、朝鮮人戦時労働者を管理する上でどれほど有効であったかは疑問である。

ただ、常磐炭鉱全体として、それほどひどい「強権労務管理」が行われていなかったことは、この炭鉱にいた李八龍の次のような証言から判る。

「私見る目ではね、殴り殺したとか、あるいは体不自由にしたとか一度もなかったのよ。それは要するにね、人間だから少し殴られたら、あの野郎殺されるんだ、というそういう判断でもってみんなね、殴り殺されたとか何とかいう話じゃないかと思うの。早い話が、何ぼ戦争中にだって人間は人間だから、要するに朝鮮人が何百人見ているうちにね、もしその人が殴られてその場でぶっ倒れて殺されたら、いかなることあってもね、見る仲間が黙っていないのよ。これはもうねえ、目の前で本当に仲間が殴られて殺された場合はね、これはね何ぼ戦争中にだってね、そんな許せるもんじゃない、それは。だから、そういうことはめったになかったんじゃないかな。もうほとんどない、としてもいいんだよ。そういったことがあればね、何百人か見る前で殴り殺したとなったら、この寮の中は黙ってそのまま維持していけるものじゃないんだよ。（中略）

暴動起きるよ、そりゃ。…目の前でね、そういうことされたんでは、本当大きな暴動起きるよ。大きな暴動起きなかつたら、おかしいもの。だからそういう大きい暴動ね、起きたということは見たこともないし一ぺんも聞いたこともあんまりない。それ、みんなね、話が大ききでねえ、ちょっと空想でね。」

（李八龍、『論文集成』1993、408-409頁）

結局、常磐炭鉱に限らず、多くの朝鮮人戦時労働者が証言している「殴り殺したとか、あるいは体〔を〕不自由にしたとか」の話は、伝聞証拠（目撃者本人ではなく間接的に聞いた証言者の供述）に過ぎないのではないかという疑いを、上記の証言は生じさせるのである。

【新潟県】

佐渡鉱山（三菱）

佐渡鉱山は、江戸時代から日本有数の金山として有名である。世界遺産登録をめぐって韓国側が疑義を表明し、朝鮮人戦時労働者の「強制連行」「強制労働」がしばしば問題になるが、林泰鍋の次のような証言には、研究者から疑義が提出されている。

「飯場から仕事場まで歩いて一時間半かかった。平坦な道ならともかく、上り下りの激しいのには大変な思いだった。暑い夏もつらいが特に寒い冬は言葉にならないほどつらかった。雪が腰のあたりまで積もっているので仕事場に着くまで、また帰り

の道のりも仕事以上につらかった。仕事の内容は地下にもぐり鉱石を掘り出す仕事であった。地下での作業は死との背中合わせで毎日が恐怖であった。毎日のように落盤があるので、今日は生きてこの地下から出られるのかと思うと息が詰まる思いであった。」(朝鮮人強制連行真相調査団(2002)、301頁)

上記の証言に対して、現場を実地調査した長谷亮介は、戦時中に存在した朝鮮人寮と社宅の分布図を紹介した上で、次のように反論している。

「朝鮮人寮、社宅から鉱山までは遠くなく、20分から30分ほどで鉱山に到着できる距離にあった。」

(長谷亮介「歴史認識問題研究会佐渡視察報告」、『歴史認識問題研究』11、52頁)

同様に、「毎日のように落盤がある」という証言に対しても、次のように反論している。

「佐渡金山の岩は非常に硬く、重機を用いた発破により掘っていた。落盤の危険性はほとんどなかった。」(同上)

西岡方もこの点について、「毎日のように落盤事故があつたら当然、記録があるはずだが、そのような記録はない。佐渡金山は堅い岩盤でできていて落盤事故はほぼ起きない」と指摘している²²。林泰鍋の証言は、研究者の指摘によって破綻していると言えよう。

その他にも、佐渡鉱山に動員された朝鮮人戦時労働者の氏名は、日韓市民共同調査報告書『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』(2022)によれば124名が判明しており、竹内康人『佐渡鉱山と朝鮮人労働』(岩波書店、2022)はそのうちの36名について、「動員被害の証言」として紹介している。

例えば、その冒頭に紹介されている兪鳳喆の「証言」は、次の通りである。

「兪鳳喆は論山郡恩津面から連行されました。募集に来たのは杉本でした。学校の校庭に集められ、一〇〇名ほどが論山駅から釜山を経て、佐渡に連れていかれました。同じ面からの動員者には城坪里の金文国がいました。第三寮(杉本寮長)に入れられ、金になるからと削岩の職場に配属されました。長兄の病気を理由にして、動員期間の途中で帰りましたが、預金は未払いです。」(同上、56頁)

しかし、この兪の「証言」についても、長谷は次のように指摘し、異を唱えている。

「彼の名前が掲載されている戦時中の記事がある。1941年の『新潟県社会事業』第13巻第1号の「聞くも嬉しき協和ニュース」に、佐渡金山で働いている朝鮮人たちが故郷の父母妻子に多額の送金をしたことが紹介されている。記事によると、論山郡守宛に出身者94名が56円61銭を出身地細民救済費として送金し、その代表者として兪鳳喆が手紙を郡守に送っており、その内容が日本語訳されて記載されている。その中に「鉱山当局の親切な指導により仕事の方もだいぶ慣れ、毎日愉快地暮らしてい

るのでご安心下さい」という旨の文章が確認できる。つまり、兪鳳喆は「強制連行」、「強制労働」を否定する生き証人なのである。事実、究明ネットが紹介した兪の証言にそのことは一切出しておらず、「動員された」としか記されていない。竹内は連行されたと断定しているが、証拠は一切ない。」

（長谷亮介「佐渡金山は朝鮮人「強制連行」「強制労働」の現場ではない—強制動員真相究明ネットワークの反論に答える」、『歴史認識問題研究』12、2023.3、55頁）

佐渡鉱山で働いていた朝鮮人戦時労働者の証言のほとんどは、日帝強制動員被害者支援財団の証言採録事業に依拠しているのも、その検証はこれを調査した李宇衍氏の報告に譲りたい。²³

【岐阜県】

神岡鉱山

神岡鉱山に動員された金得中は、自分たちと自由労務者との境遇の違いを、次のように証言している。

「休みに自由にしてくれるから、おれは遊びに行くわけだ。出て行くと、慶尚道の人たちが自由に来ていたな。その人たちは金を稼ぐために、戦争になる前から来ていた。(中略)そこで牛の皮も食べたんだ、…あの人たちも、たまに牛を殺して食べていた。金稼ぎがいいからな。あの人たちは坑の中で働いても、自由に来ていたから、自由に来ていた人たちには金を何倍もやったんだ。おれたちとは一緒には働かなかった。あの人たちは、あちらで生計を立て、豊かにくらしていたんだ。…そんな風に来た人たちだから、あの人たちはおれのような人間を怪しく思わずに、牛肉の鍋もご馳走してくれたんだよ。それで、タバコの配給があると、ご馳走してくれた人にたまに持って行ってやったよ。(中略)おれは自由に酒を買うことができた。それも持って行ってやった。(中略)おれがよくしてやるから、鍋もご馳走してくれたよ。」

（金得中（岐阜・神岡）、翻訳叢書16、254頁）

炭鉱に動員されてきた朝鮮人戦時労働者が、休日に飯場にいる自由労務者の許に遊びに行き、牛鍋などをご馳走になる話は、他の証言の中にも時々出てくる。これも同様の証言だが、自由労務者についての研究が殆どないので、実態がわからない。

「金を稼ぐために、戦争になる前から来ていた」自由労働者の実態を解明することは、今後の課題である。

【福岡県】

麻生赤坂炭鉱

林えいだい氏が1981年に刊行した『強制連行・強制労働—筑豊朝鮮人坑夫の記録』と1989年に刊行した証言集『消された朝鮮人強制連行の記録—関釜連絡船と火床の坑夫たち』では、登場する証言者にかなりの程度、重複が見られる。

しかし、同一の証言者であるにも拘らず、証言内容が一致しない点がある。例えば、

麻生鉱業所の経営する赤坂炭鉱にいた文有烈の証言は、その一つである。

「お前たちは麻生炭鉱へ行く。二年したら帰国させるから、お国のために頑張れ!」と、戦闘帽をかぶった男が演説しました。二年で帰らせる約束なんか、本当に信じる者は一人もいないですよ。」(文有烈、林(1981)、120頁)

「お前たちは九州の麻生炭鉱へ行くことになった。一年したら帰国させるから、お国のために頑張れ!」と、戦闘帽をかぶった男が演説したけど、あの当時一年で帰らせる約束なんか、本当に信じる者は一人もおらん。」(文有烈、林(1989)、405頁)

このように、両者は同一の証言であるにも拘らず、前者は契約期間が2年、後者は1年となっている。どちらの証言が本当なのか、不審を抱かざるを得ない。

証言内容が一致しない点は、他にもある。文が故郷に送った送金の額である。

「麻生赤坂炭鉱の賃金は安いと評判になって、他の高い炭鉱へ脱走する人が増えた。一日二円だったが、休みがあるのでその分賃金は少なかった。現金を持たせると逃亡するといわれて、強制貯金させられた。残りは朝鮮へ送金ですたい。(中略) 送金は最初の二円きり、その後は全然着いてないということでした。(中略) 送金したというが、実際には第一回目の二円しか着いてない」(文有烈、林(1981)、123-124頁)

「赤坂炭鉱の賃金は安いので、他の炭鉱へ脱走する人が増えた。一日二円平均だったけど、一ヵ月二十二、三方なので合計するとぐっと少なくなる。現金を持たせると逃亡する恐れがあるといわれて、強制貯金をさせましたからね。遊びに行こうにも金がない。残りは朝鮮へ送金ですたい。(中略) 送金は最初の二百円きり、その後は全然着いてないということでした。(中略) 労務は寮の者には、毎月きちんと送金していると今まで説明していたですよ。実際には第一回目の二百円しか届いてない」(文有烈、林(1989)、400-401頁)

このように、赤坂炭鉱の賃金は「一日二円」、ここまでは一致しているが、送金額が全く違う。前者は「二円」、後者は「二百円」である。しかし、両者とも強制貯金させた「残りは朝鮮へ送金」とあるから、一日の稼ぎ分である「二円」しか送金しないということは有り得まい。「一日二円平均だったけど、一ヵ月二十二、三方」とあることから、文の賃金月額は45円程度、そこから強制貯金させた「残りは朝鮮へ送金」したということになり、実際には数ヵ月分をまとめて、会社側は200円を文の郷里に送金したのであろう。

よってこの場合は、後者の証言が正しいと思われるが²⁴、それにしても「二百円」の送金額を、少なく見せるために「二円」としたのであれば、林は前著(1981)では文の証言を故意に改竄した、ということになろう。悪質である。

おわりに —成果と課題—

朝鮮人戦時労働者の証言は、無数と言っていいほどにある。

そして多くの場合、それらの証言は「強制連行」「強制労働」を示す格好の「証拠」として利用されてきた。この問題を世に広めた嚆矢と言える朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』（1965）以来、既に半世紀以上を閲しているが、そうした学問的手法に異を唱えたという話は、寡聞にして聞かない。

本稿は、日本側の文献に現れた朝鮮人戦時労働者（炭鉱で働く朝鮮人戦時労働者に限定した）の「証言」について、厳密な史料批判の手続きにより学術的な検証を試みた、初めての試みである。

400名以上にも上る証言を、一定の学問的方法（これについては「はじめに」を参照されたい）に基づき、精査した結果、数多くの矛盾点を指摘し、証言の誤りを正すことが出来たことが、曲がりなりにも本稿の最大の「成果」と言えると思う。

端島については、これまで朝鮮人戦時労働者の数多くの証言と、元島民の証言が真っ向から対立してきたが、本稿の第一部で周辺の炭鉱（高島炭鉱・長崎造船所・広島造船所）とも比較しつつ、端島元島民の主張が正しいことを概ね立証し得たように思う。これも、本稿の成果の一つに挙げてよいだろう。

「はじめに」で指摘したように、炭鉱の「あるべき姿」と「実際の姿」の距離についても考察することを、本稿の一つの課題としたが、第二部で福島県の好間炭鉱は「模範炭鉱」と呼ばれるに相応しい「あるべき姿」を示していることを、朝鮮人戦時労働者の証言からも確認し得た。このことも、自分としては一つの成果だと思っている。

しかし、課題も残った。

当初は全国の炭鉱における証言を、下記のような項目に分類し、全体を俯瞰する意味で、その各々につき全体的傾向と、証言の相互比較から明らかになる点について、第三部として論及したいと思ったが、証言の信憑性に疑義があり、第一次史料による検証が不可避との判断に基づき、今回は割愛した。

当初、検証を考えていたのは、以下のような項目である。

- 1 動員の経緯
- 2 民族差別・賃金差別の問題
- 3 食事
- 4 休日・外出の自由
- 5 逃亡経験と失敗時の私的制裁（リンチ）
- 6 契約の更新と帰国
- 7 終戦時の会社対応

これらについては、機会があれば改めて本稿の続篇として検証したいと考えている²⁵。

あと、第二部で指摘した通り、朝鮮から個別に渡航し、国内での募集に応じた「自由労働者」と、朝鮮から集団で動員された人々の待遇の違いについて、明確にする必要がある。「自由労働者」についての先行研究は、筆者の知る限り、未だに存在しないように思われる。しかしながら、朝鮮人戦時労働者の四割を占めたという逃走者は、帰国した者を除

けば、全員が「自由労務者」になることを目指したのであり、その研究なくして朝鮮人戦時労働者の実態を解明することは不可能である。本稿を執筆する過程で、この点の研究が今後の大きな課題になると強く感じた。

引き続き、証言を精査するとともに、一次史料を博搜することで、朝鮮人戦時労働者の真実に一歩でも迫りたいと念願している。

注

- 1 拙稿「朝鮮人戦時労働者の賃金差別・待遇差別—先行研究の概観(1)」、『歴史認識問題研究』第14号、31-32頁。尚、初出稿は「賃金差別・待遇差別論の系譜—先行研究の概観」、『朝鮮人戦時労働者—賃金研究の現状と課題』（炭鉱労働における賃金データの比較）調査報告）歴史認識問題研究会・特別調査チーム、令和5年（2023）2月28日、38-39頁。
- 2 広川禎秀「日本近現代史研究とオーラル・ヒストリー」、『人文研究』46-11、1994
- 3 広川は、「口述資料（聞き取り史料）と文字史料（文献史料）の史料的価値」は「本質的に同一」であり、「本来口述資料と文字資料は、互いに他方の史料解釈・史料批判を促し、相互補完の関係にある」としているが（同上、39頁）、広川も指摘する通り、「体験者の証言はそのまま事実を語っているとは限らない、一般的に善意の錯誤（忘却・誤認・脱漏・無責任な伝聞など）があること、またある側面だけを強調する「強調の虚偽」や自己弁護・自己顕示のための歪曲・隠蔽があり、証言内容の客観性を高めるために文献史料とのつき合わせ、第三者の証言とのつき合わせ、個人面談だけでなく関係者多数の座談会などが必要である」（同上、48頁）にも拘らず、広川は同論文において、「未決の戦争犯罪・「従軍慰安婦」問題のクローズアップに決定的役割をはたしたのは、金学順をはじめとする当事者の証言であった。彼女らが、そのはかりしれない屈辱と苦しみを語ったこと、その勇気が多くの人々を感動させた。（中略）文書に残りえない深い闇のような領域が現代史になお数多くあり、その一つの突破口が当事者の証言によって明らかにされた」（同上、54頁）などと、元慰安婦の証言を無批判に取り上げて礼賛し、必要な史料批判を怠っている。
- 4 金柄憲『赤い水曜日—慰安婦運動30年の嘘』文藝春秋、2022、15-30頁。
- 5 炭鉱とは、筆者の前稿で定義した如く「石炭を採掘する狭義の「炭礦」の意味だけでなく、金山・銀山のような金属鉱山をも含めて考察している」。また、後述する如く、炭鉱の他にも「明治日本の産業革命遺産」に属する八幡製鉄所・長崎造船所については、例外として取り上げることにする。
- 6 この目録は、初出稿に「付録1」として添付したものであるが、本稿では割愛した。
- 7 この一覧表も、初出稿に「付録2」として添付したものであるが、本稿では割愛した。
- 8 朴は「体験者は語る」として、本書に7人の聞き書きをまとめて掲載しているが、尹の証言はその筆頭に掲げられている。聞き書きの日時は不明だが、本書「あとがき」によれば、初出は『朝鮮時報』1964.2.1~4.11（7回連載）であり、恐らくその前後の聞き書きと思われる。
- 9 山田昭次「日立鉱山朝鮮人強制連行の記録—解説と証言」、朴慶植・山田昭次監修『朝鮮人強制連行論文集成』明石書店、1993、456-458頁。
- 10 相沢一正「日立鉱山と朝鮮人—日立鉱山の第一次「募集」に応じて（江戸一郎さん聞き取り）」、朴慶植・山田昭次監修『朝鮮人強制連行論文集成』明石書店、1993、441-448頁。
- 11 福岡県の沖ノ山炭鉱の事例だが、「最も成績良好者は入山後十年位にて半島に田畑数丁歩を購入せるものあり。又、五百円位貯金を有するもの多々あり。」と指摘している（傍線引用者、「半島労務者二関スル調査報告」、197頁。『朝鮮問題資料叢書』第二巻所収）
- 12 佐谷正幸『炭鉱の真実と栄光—朝鮮人強制連行の虚構』日本会議福岡筑豊支部、平成17年12月。この内、「元三井山野炭鉱マン達の反論の遺稿」は、後にその全文が『エネルギー史研究』22（2007）に佐井洋一・跡部義夫『「異郷の炭鉱—三井山野炭鉱強制労働の記録」を読んで—嘘や捏造、誤聞、伝聞を排す」として掲載され、三輪宗弘が解説を加えている。
- 13 「舎監が言った」の部分は、廉の証言（A）にはない。これは『異郷の炭鉱』の解説を担当した林えいだいが、上記の廉の証言（A）を潤色して、「あの扉の上には三万ボルトの電流を流している

- から、お前たちは逃げることは絶対にできないんだ。手を触れただけで黒焦げだぞ！」と、舎監（寮長）が説明した。」（前掲『異郷の炭鉱』25頁）と書いているのに依ったのである。
- 14 『三菱鉱業社史』三菱鉱業セメント株式会社、1976、397頁。
 - 15 同上、401頁。
 - 16 筆者の把握している証言者は、端島炭鉱32名（韓国人11名・日本人21名）に対し、高島炭鉱7名（韓国人4名・日本人3名）である。
 - 17 加藤康子「トンデモ韓国人に軍艦島の元住民が激怒」、『週刊新潮』2019.4.25号。
 - 18 同上。
 - 19 「タコ部屋」（タコ）とは、北海道開拓に導入された囚人労働を起源とし、昭和中期に北海道の炭鉱等で非人間的環境の下に、過酷な肉体労働を強いられた労働者のことを言う。
 - 20 西岡力「統計から見た戦時労働の実態」、西岡力編『朝鮮人戦時労働の実態』一般財団法人産業遺産国民会議、2021、29-30頁。
 - 21 長谷亮介「日曹天塩炭鉱史料から判明した朝鮮人戦時労働者の真実（1）—朝鮮人採炭夫の個別賃金表「稼働聖蹟並賃金収支明細表」を分析する」、『歴史認識問題研究』13、2023.9、21頁。
 - 22 歴史認識問題研究会編『佐渡金山における朝鮮人戦時労働の実態』2022、15頁。
 - 23 『歴史認識問題研究』第17号（2025.9）掲載予定。
 - 24 筆者の現在の見解はこれとは異なるが、ここでは旧稿のままとしておく。その後、再考した見解については、『歴史認識問題研究』第18号（2026.3）に掲載を予定している。
 - 25 これらの項目については、日炭遠賀鉱業所（高松炭鉱）と麻生鉱業に動員された朝鮮人戦時労働者の「証言」を検証する際に、改めて検討する。これについても、『歴史認識問題研究』第18号に掲載予定。